HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第八章　新制北海道大学への改組（一九四九～一九五六）
Citation	北大百年史, 通説, 339-403
Issue Date	1982-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30019
Type	departmental bulletin paper
File Information	tsusetu_p339-403.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

第八章　新制北海道大学への改組（一九四九～一九五六）

本章では、旧制北大が新制北大へ改組される過程から、ほぼその枠組みが整備されるまでの経過について述べる。新制北大は、官制上では一九四九年（昭和二四）に発足するが、改組の作業はほぼその二年前から始まっているので、本章はおよそ一九四七年から一九五六年（昭和三一）ころまでを扱う。

旧制大学から新制大学への改組は、大きくいえば戦後教育史の一環である。したがってこの時期の北大の歴史は、基本線において他大学とりわけ旧帝大と共通の軌跡をたどっているが、ここで述べる「北大方式」は北大独自の選択であった。新制大学の最大の特色は教養課程にあり、「北大方式」は主として教養課程の特異な組織編成に現れている。教養課程とは、狭い意味ではその教育課程を指すものであろうが、本書ではこの言葉をその教育課程の運営組織の意味でも用いた。この組織はまず教養学科と呼ばれ、一般教養科・一般教養部を経て、一九五七年（昭和三二）に教養部と改称されて今日に至る。本書の教養課程とはこれらの便宜的総称でもある。このほかに法文学部の分離、教育学部・水産学部の新設、獣医学部の独立もこの時期のことである。

新制北大が整備される時期は、旧制北大とその包括諸学校の縮小・消滅の時期でもあった。本章ではこれらの縮小・消滅にも触れる。また新制北大の制度上の完成年度は一九五二年度であり、新制大学院の修士課程の完成年度は一九五四年度である。制度上の完成年度は、人員・施設・設備・体制などの内容の完成を意味しない。むしろ内容未整備のままで、北大はやがて学生急増という新事態（次章）への対応を迫られる。

以下、第一節では旧制から新制への移行とその後の諸制度・諸機構を、第二節ではこの時期の学生・教職員を、そして第三節ではこの時期の特徴的な動きをたどることにする。

第一節　改組とその進展

教育制度の改革

一九四六年（昭和二一）四月に第一次アメリカ教育使節団は『米国教育使節団報告書』を公表し、日本の教育制度を根本的に改革することを示唆した。これを承けて、同年八月に教育刷新委員会が設置され、同年十一月に同委員会は教育改革の基本方針を政府に建議した。新しい教育の理念と制度は、日本国憲法（四六年一一月三日公布、四七年五月三日施行）に即し、教育基本法・学校教育法（四七年三月三一日）で明確にされ、新学制は六・三・三・四制となった。新制の大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを」目的とし、大学院は「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」を目的としている。

旧制大学は、文部省が定めた基準により設置認可が行われていた。大学制度の改革に対応するために、占領軍総司令部民間情報局（CIE）の指導のもとに新しい設置基準の作成が始められた。四六年十月に文部省のもとに「大学基準設定に関する協議会」が設置され、東京付近の官立・私立各五大学から選ばれた一〇人がその委員となった。この協議会は翌四七年三月には、文部省の運営から離れて委員による自主的運営を行うようになった。同年五月十二・十三の両日には、協議会を拡大して旧制大学四六校の参加のもとに大学設立基準設定連合協議会が開催された。そして、七月七日には第二回大学設立基準設定連合協議会を開き、従来から検討されてきた基準案を協議し、翌八日に大学基準協会を創立して「大学基準」を決定した。

「大学基準」は、大学新設の際の最低基準を示しただけでなく、既存の旧制大学が新制に移行する場合にも適用してその内容の充実を図ることを趣旨とした。「大学基準」の内容は、学部の種類と規模、講座および教員の組織と資格、学生定員、授業科目（特に一般教養科目）と単位数、学士号取得の要件、施設設備の基準などである。これは新制大学の基本的な構成を明らかにしたものであるが、なおも流動的で制定された後にも幾度か補充訂正が加えられている。

『大学制度改革案』　この間、北大でも一九四六年（昭和二六）秋ごろから農学部教授川口栄作・理学部教授松浦一・同教授堀内寿郎などを中心としていくつかのグループが、新しい大学のあり方を検討し、研究会や討論会を開いていた。これらの動きを背景に、翌四七年三月に総長を会長とする北海道帝国大学大学制度審議会が発足した（北海道帝国大学大学制度審議会規程　四七年四月二四日制定、四月一日施行）。審議会は三月十五日から五月にかけて一〇回の講演会を開催し、六月から七月初めにかけて「大学制度改革案」を作成した。改革案は理学部の原案を基礎にして論議された。この原案は同学部松浦教授・堀内教授らによって作成された。前年七月ごろから占領軍と日本の科学者による科学渉外連絡会議で北大の改革検討状況が注目されていたという事実も、理学部の一部教官の原案作成と検討を力づけ促進する要因となったと思われる。審議会は同年九月に『大学制度改革案』（九月二〇日刊）を印刷し、学内ならびに全国の関係機関に配布した（巻末史料参照）。

改革案には、授業科目を教養科目と専門科目に分かち、ともに学部においてこれを履修させるとしている点、学部別によらない大学院の構想や教員の定期的資格審査など、漸新な試案も見られるが、全学的な合意を得られない点も含んでいた。

実行委員会から対策委員会へ

「大学基準」の制定後、文部省は一九四七年七月下旬に全国の高等学校・予科に対して新学制への転換について希望を問合わせた。同年秋には、ほかの大学でも新制への移行について高等学校と交渉している事例も見られた。北大では、四七年十月に「大学制度の改正に伴ふ本学の実行対策について協議」するために大学制度改正実行委員会が発足した（大学制度改正実行委員会規程　四七年一〇月二一日制定、同月二〇日施行）。委員長は総長、委員は各学部三人、予科および専門部、研究所各一人の二二人である。

実行委員会で検討された事項は、四八年一月二十八日の評議会配布資料によると次のとおりである。「旧制より新体制への移行基本措置、新制学科目制定、収容し得る学生数、教養学科の授業方法、予科の問題、農専の問題、土専の問題、学部の問題、研究所の問題、医学部の特殊性、大学院の構想、教官の問題」などである。これらの中で主に検討されたのは予科・各専門部の問題であった。

一九四八年（昭和二三）一月に文部大臣の諮問機関として大学設置委員会が置かれ、「大学基準」に基づいて新制大学の設置審査を進めることとなり、北大では改めて新制大学設置基準対策委員会が設置された（新制大学設置基準対策委員会規程　四八年二月三日制定、一月二八日施行）。対策委員会は改正実行委員会の任務を引き継ぐものであったが、委員に若干の変動があった。委員長は総長、委員は各学部・予科から各二人、研究所・土木専門部・農林専門部から一人である。医学専門部からの委員はいない。各部科長は規程には明記されていないが、事実上これに参加した。

設置認可申請書

対策委員会は、一九四八年（昭和二三）七月に「北海道大学設置認可申請書」を作成した。これは七月二十八日の評議会で承認され、七月三十一日付で文部省へ提出された（巻末史料参照）。新制北大の構成は、農学部・医学部・工学部・理学部・文学部・法学部・経済学部・教育学部・水産学部・低温科学研究所・触媒研究所・応用電気研究所とした。しかし、四九年一月に文学部・法学部・経済学部は文学部・法経学部に、

また教育学部・水産学部はその構成を変更した。これは後に述べる。四年間の教育課程は、「一般教養過程(ママ)を了えたる者でその希望する所に依り……学部専門学科を履修」させるとし、教養課程教科目群の開設年度は第一・二年度とし、専門課程は第二・三・四年度とした。この時点では、「一般教養科」については一年次の学生定員がそのまま「総計」とされ、各学部については三年次（医学部については五年次）の合計が「総計」として計上されており、学部在籍期間を三年と考えていたものと思われる。

対策委員会では教養課程の組織編成がもっとも問題とされた。四八年二月九日に「教養科」と「教育講座」からなる「教育学部」案を審議したが廃案となった。六月二十一日に「教養学科」教官は「夫々学部の正規の教官（教授・助教授）とすること、但しその教授会の構成は別途考慮」するとし、七月九日には「教養学科に於ける運営主体は人文科学系・社会科学系は法文学部に、自然科学系は理学部に」あると決めた。これにより「教養学科」担当教官は法文学部・理学部に所属することになった。さらに同日、教養課程教官の候補者推薦は「厳選方針」で臨むとし、基準を「一、高等専門学校以上で三年以上教員の経験があり、教授上、学問上の業績のあるもの　一、研究業績のあるもの一、学術技能に秀で教育に経験のあるもの」とした。また、学生編成は七月十三日に「文類」・「理類」に区分することとした。このほか、旧制予科・農林専門部は新制北大に合併吸収することを決めていた。ただし、後述のとおり予科・農専の全ての教官は新制北大に吸収されなかった。土木専門部については室蘭工業専門学校と合併し室蘭工業大学となることが了承されていた。なお、医学専門部は学年進行により五三年三月に廃止されることになっていた。

四八年十月二十五日から二十八日にかけて大学設置委員会の委員が北大を視察し、翌四九年一月十九日に対策委員会は「教養学科」発足のために「教養科(ママ)に関する特別委員会」の設置を決定した。

新制北大の設置

一九四九年（昭和二四）五月三十一日、国立学校設置法（法律第一五〇号）により新制北海道大学が設置された。新制北大は、法文学部・教育学部・理学部・医学部・工学部・農学部・水産学部の七学部と、低温科学研究所・応用電気研究所・触媒研究所の三研究所および附属図書館が置かれた。学部附属研究施設は、理学部附属臨海実験所・医学部附属病院・同看護婦養成施設・農学部附属植物園・同附属農場・同附属演習林とされた。さらに、新制北大は旧制北海道大学・予科・附属農林専門部・附属医学専門部・函館水産専門学校を包括することになった。各学部の学科構成は同日付の文部省の通知により次のようになった。法文学部は六学科（哲学科・史学科・文学科・法律学科・政治学科・経済学科）、教育学部は一学科（教育学科）、理学部は五学科（数学科・物理学科・化学科・地質鉱物学科・生物学科）、工学部は七学科（土木工学科・鉱山学科・機械工学科・応用化学科・生産冶金学科・電気工学科・建築工学科）、農学部は九学科（農学科・農業経済学科・農業生物学科・農芸化学科・林学科・林産学科・畜産学科第一部・同第二部・農業物理学科）、水産学部は四学科（水産増殖学科・水産製造学科・漁業学科・遠洋漁業学科）である。新制発足にあたって、教育学部・水産学部が新設され、農学部に林産学科が増設されている。国立学校設置法の施行と同時に、国立総合大学令・国立総合大学官制・国立総合大学及び其の学部に関する件・北海道大学講座令・低温科学研究所官制・応用電気研究所官制・触媒研究所官制などの各勅令は廃止された。

新制国立大学の大学・学部・研究所・附属研究施設は、国立学校設置法により明らかにされたが、講座などは法令で示されなかった。講座などの教育研究組織は、実態として存在し、また予算上の単位としても存在していた。これらは、一九五四年（昭和二九）の国立大学の講座に関する省令で講座の種類と数が、五六年（昭和三一）の文部省令の「大学設置基準」で講座と学科目の区分が、示される。

新制北大の設置と同時に、五月三十一日付で北海道大学長は引き続き伊藤誠哉が任命された。

教養学科

新制国立大学の入学試験は、第一期・第二期に分けられ、北大は一期校になった。募集人員は文科約一九〇人・理科約一五〇人・水産科約二〇〇人の合計五四〇人である。学科試験は四九年六月八・九日に、身体検査は十日から十二日までに、札幌・函館二カ所で実施された。試験合格者は文科一七八人・理科一四六人・水産科一九〇人の五一四人で、入学者は文科二四一人・理科五八三人・水産科一九〇人の一〇一四人である。文科・理科の募集人員が入学人員より少ないのは、旧制予科・農林専門部から編入者を受け入れるためである。入学定員は文科二四〇人・理科五八〇人・水産科二〇〇人の合計一〇二〇人である。新制第一回の入学式は、同年七月二八日に札幌と函館で同時に行われた（学長式辞は巻末史料参照）。

発足初年度の教養課程は「教養学科」という名称で呼ばれた。文系学部進学予定者は一括して文類に、理系学部進学予定者は一括して理類に、水産学部進学予定者はそのまま「水産学部」に区分された。学生募集の際には「文科」・「理科」・「水産科」と「科」の名称が用いられていたが、入学後は「文類」・「理類」・「水産学部」と呼ばれ、予科以来の「類」の呼称が復活している。文類・理類の教養課程は札幌で、「水産学部」は函館で履修された。授業は教養課程の教官のほか、予科教官によっても担当され、専門課程の一部の教官がこれを助けた。

新制大学設置基準対策委員会は、一九四九年（昭和二四）六月二十八日に教養学科連絡委員会の設置を決定した（北海道大学教養学科連絡委員会規程　六月二九日施行）。これは「教養学科の連絡並に運営について審議」するもので、学長が委員長に、法文学部長・理学部長が副委員長に、その他の学部長と法文学部・理学部からそれぞれ教養課程・専門課程の教官各一人が委員となった。対策委員会は、同年十月十四日に、教養課程教官の採用を今後は法文学部・理学部に一任することとした。また、「今後残る問題は大学院の件と、旧制が新制に変る時」のことであるとして、そのときには改めて専門委員会を設置することを申し合わせた上で、同日付で解散した。

一般教養科

一九五〇年（昭和五〇）四月十二日の評議会で教養学科は一般教養科と改称された。「一般教養科」の名称は、四八年の設置認可申請書にも散見される。これに先だって三月九日には「一般教養担当教官会議」が、また同月二十四日には「一般教養関係教官会議」が、いずれも学長を議長として開かれている。二十四日の会議では、学長から教養学科連絡委員会の意向として同委員会を当分存続させることなどが報告された。また、教養課程教官による一般教養科運営委員会を設置し、委員長に理学部教授市川純彦を選んだ。同年四月十二日の評議会は、教養学科の改称決定とともに、「一般教養科事務部として事務長を置き、更に其の上に主任を置き、之に教官を充て、但し学内辞令を以って暫定的に押進」めるとの学長の説明を了承した。一般教養科主任には、同月十四日付の学内辞令で理学部教授市川純彦が発令されている。

一九五〇年四月十五日現在の『職員住所録』では、教養課程の教官は文学部に二四人、理学部に三二人、一般教養科に六人、合計六二人が記載されている。一般教養科の六人は体育教官で後に教育学部に移る。四八年七月の「北海道大学設置認可申請書」では、教養課程の教官一三四人が必要とされていた。五〇年四月の六二人は旧制予科最終の教官定員五九人に近い。しかし、旧制予科の入学定員は四〇〇人で、新制北大の入学定員が一〇二〇人であったことからすれば、教官不足の事実は明白であった。とりわけ水産学部においては、専任教官四人で、ほかはすべて札幌からの出張講義に依存した。

「新制大学のあり方」

一九五〇年（昭和二五）七月三十一日の評議会は、一般教養科主任から一般教養科の実態について報告を受け、新制大学のあり方を検討するために特別委員会を設置することを決定した（新制大学特別委員会規程　同年一二月二二日制定、同年八月九日施行）。特別委員会は、学長が委員長、各学部長・一般教養科主任・その他若干名が委員となって構成された。特別委員会は、五〇年十二月二十六日に「新制大学のあり方」と

いう文書をまとめた。それは、翌年三月十三日に同委員会で一部が修正され、同月二十八日の評議会で一部修正の上確定されて、四月一日付で施行された(巻末史料参照)。

この文書は、「新制大学のあり方」といいながら、実は教養課程のあり方だけを規定したものである。またこの施行日をもって、一般教養科は一般教養部と改称された。

一般教養部　以下この文書にそって、一般教養部の機構の特色を略述しよう。まず、教官組織については、教養課程の授業担当者を全ていずれかの学部に所属させたことが注目される。教養課程発足直後には、おおまかに文系教官は法文学部に、理系教官は理学部にそれぞれ分属していたが、今後、体育教官は教育学部に、法学・経済学の教官は法経学部に分かれ、統計学については「法経学部・教育学部・理学部及び文学部の各学部長協議する事」とした。附置研究所の教官が、教養課程の授業を担当する途も開かれている。

学生編成については、「入学後二年間一般教養部に在籍する」として、年限を明示するにとどまり、文類・理類・水産学部の二類一学部制には言及していない。特に修正の必要を認めなかったからであろう。

運営体制に関しては、教官会議が文面に明示され、その構成・協議事項が定められた。構成員には、「一般教養課程担当の教官(助手を除く)全部」のほか、各学部の「専門教養課程担当教官の代表各三名以下」をも含めていることが注目される。協議事項としては、「各学部との連絡に関する事項」もあげられているが、ほかは「一般教養部のカリキュラムの編成」・「学生訓育に関する事項」・「教務に関する事項」と、いずれも教育に直結した事項のみである。

最後に一般教養部長については、「学内辞令を以って之に充てる」こと、各学部から推薦された候補者の中から「評議会が詮衡の上決定する」こと、さらに「各学部長と同格とする」ことが定められている。学部教授会とは異なって部長の人選が教官会議にゆだねられていないことが注目される。

教官組織にせよ、学生編成・教官会議・一般教養部長職にせよ、これらの諸点はのちに教養課程に関する「北大方式」と呼ばれる特色あるのであった。一般教養科主任市川純彦は、一九五一年四月六日付で「学内辞令」をもって、すなわち文部大臣発令ではなしに学長発令の形で、一般教養部長に任命された。

通　則

評議会は、一九五一年（昭和二六）三月二十八日に、「北海道大学通則は小委員会で審議されていたが、今回新制大学のあり方が決定したので別紙案で審議しようとしたが、異論があり、小委員会へ諮ること」とし、五月十一日に改めて小委員会で作案した通則を決定した（北海道大学通則　四九年六月一日施行、巻末史料参照）。

ここに記されているように、評議会小委員会は四九年十月二十九日に通則案を作成していた。これにより新制発足当時の北大の構想がうかがわれる。通則案第二条には、「本学に左の学部を置きこれを前期後期に分け、前期を教養学科、後期を専門学科とする」と書れていた。「学部」は「前期」の「教養学科」と「後期」の「専門学科」によって構成されると考えている。五一年制定の通則では、「本学に左の学部、学科を置く」とし、学部は専門課程のみを指した。通則案第四条では、「各学部の修業年限は四年（医学部は六年、水産学部遠洋漁業学科は五年）とし、これを前期課程一年六ヶ月（医学部は二年）、後期課程二年六ヶ月（医学部は四年、水産学部遠洋漁業学科は三年六ヶ月）に分ける」と書かれていた。五一年制定の通則では、「本学の修業年限は一般教養課程二年及び専門教養課程二年（医学部は四年、水産学部遠洋漁業学科は三年）に分ける」とし、さらに「一般教養課程の教育を行うために一般教養部を置く」と一項が加筆された。

この四九年十月の通則案は、審議が中止され、結局廃案となった。これは、新制が発足してから五一年三月に「新制大学のあり方」が決定されるまでも、教育課程の構想が、とりわけ教養課程について流動的であったことを示して

いる。

通則では、一般教養部を「一般教養課程」とし、各学部を「専門教養課程」としていた。四七年の「大学基準」では、教育科目を「一般教養科目」と「専門科目」としている。また、四八年七月の文部省の文書では、教科目群に関連して「一般教養」・「専門教養」・「教職教養」などの表記がある。通則の「一般教養」・「専門教養」は、これと対応しており、専門課程をも「教養」課程としている。「大学基準」の「一般教養科目」が「一般教育科目」に「専門科目」が「専門教育」に改正されるのは五一年六月である。しかし、通則から「一般教養課程」・「専門教養課程」という表現がなくなるのは五五年六月である。北大では新制大学発足当時、教養・専門課程四年を「教養」とする風潮があったといわれている。旧制の学部に相当する専門教育を、新制では修士課程で行うということであった。

包括学校の廃止

すでに述べたとおり、一九四九年（昭和二四）五月末日に設置された新制の北大には、旧制北大・予科・農林専門部・医学専門部のほか函館水産専門学校が包括されていた。これらのうちまず予科は、一九五〇年三月三十一日付をもって廃止される。その前日、最後の修了式が開かれ、理類三八〇人、文類六一人、合計四四一人（女子二人を含む）が修了資格をえた（学長式辞は巻末史料参照）。大半は四七年度入学生であった。四八年度入学生は新制大学発足時に教養課程一年目に編入されている。一九四八年度・五〇年度の『職員住所録』を比較すると、予科教官六三人中三五人だけが教養課程へ、七人が学内他部局へ移ったほか、二一人が北大を去っている。

農専・医専はいずれも一九五〇年三月二十五日に最後の卒業式を挙行した。医専は同年三月三十一日に廃止され、農専は翌年度末をもって廃止された。農専の場合、一九四八年度と一九五一年度の『職員住所録』を比較してみれば、過半数の教官が北大を去っている。函館水専は、本科および附属水産教員養成所については五一年三月末日に、遠洋漁業学科については五二年十二月二十四日にそれぞれ最終の卒業を挙行し、五四年三月末日をもって廃止され

た。教官は水産学部の学年進行につれて順次これに移った。旧制北大の最後の卒業式は、五三年三月二十四日に挙行された。旧制大学院が廃止されるのは、後述のとおり五八年度である。

看護学校・助産婦学校

同じ頃、看護婦・助産婦養成機関では、先進諸国にならって水準を高めるべくその改組の動きがあった。戦前からの看護法講習科が敗戦直前に厚生女学部と改組していることは前章に述べたとおりである。一九四八年に保健婦助産婦看護婦法が制定され、四九年には保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則が定められ、これに基づいて女学部は五〇年四月十七日付をもって甲種看護婦学校として指定を受けた。ちなみに、女学部は、新制大学発足時に「医院附属」から「医学部附属」に変わっている。また甲種看護婦は、後に単に看護婦と呼ばれ、准看護婦（乙種看護婦）と区別して正看護婦とも呼ばれる。女学部は翌五一年四月一日に医学部附属看護学校に改組された。入学資格は新制高等学校・旧制高等女学校卒業者とされ、修業年限は三ヵ年である。入学定員は六〇人で、そのうちの五人は男子の定員であるが、男子の募集は一九六〇年度をもって停止される。校長は医学部教授が兼任し、専任講師は当初の一人から五二年末には三人に増えている。卒業後二ヵ年の勤務義務（前章を参照）は、新しい看護学校の学則には明記されていない。

医学部附属助産婦学校は五二年四月一日に設置された。これは、戦前からの産婆養成所、四七年以降の助産婦養成所を継承したものである。入学資格は看護婦学校卒業者あるいはそれに準ずる者とされ、修業年限は一ヵ年、入学定員は二〇人とされた。

教育学部

新制大学の発足とともに教育学部・水産学部が設置された。一九四八年七月末日に新制北大の設置認可申請書が文部省に提出されたことはさきに述べたとおりである。この中で、教育学部は「教育学科」一〇講座（一学年学生定員四〇人）・「体育学科」四講座（同四〇人）と構想されていた。旧帝国大学に教育学部が設

けられる端緒となったものは、四八年七月のCIEの示唆であったといわれている。北大では、その後四八年八月に文部省からの示唆により、北海道内の師範学校との合併による教育学部を構想したが、合意に達しなかった。同年十一月に、教育学部創立の委員会が発足し、学部構想は、創立委員に城戸幡太郎（のち学部長）が加わったことにより、新たなものが作成された。

教育学部の改正された設置認可申請書は四九年一月に提出された。これによれば、「教育科学科」一六講座（一学年学生定員四〇人）・「体育技術科（体育部門）」八講座（同四〇人）とある。さらに同年八月には「教育学部第二部」の設置認可申請書が提出されている。これによれば、教育学部を二部に区分し、第一部を「主として教育研究者教育指導者の養成」を目的とする「教育科学科」一〇講座（一学年学生定員四〇人）とし、第二部を「主として高等学校・中学校の体育・音楽・美術・職業及び家政の教員養成」を目的とする「教育技術科」四学科一八講座（同四〇人）としている。しかし最終的には、四九年五月末日に教育学科のみ一学科八講座（同四〇人）が認められただけであった。

講座は、四九年六月に教育史、五一年五月に教育計画・社会教育の二講座、五二年四月に産業教育・特殊教育の二講座、五三年四月に生活教育、五四年四月に学校教育、五六年四月に教育制度が設置されて完成した。設置当初は教育学部長に法文学部長伊藤吉之助が四九年七月三十一日付でなったが、五一年六月一日付で教育学部長に教授城戸幡太郎がなっている。

教育学部ではこのほかに、一九五〇年度から体育専攻・音楽専攻の学生を学生定員の別枠として各一五人募集した。両専攻の学生募集は三ヵ年で中止されている。

水産学部

国立総合大学において水産学部が設置されたのは北大が初めてであった。四八年の設置認可申請書によれば、水産学部は水産増殖学科八講座（一学年学生定員四〇人）・漁業学科一〇講座（同七〇人）・水

産製造学科八講座（同七〇人）・水産経済学科四講座（同二〇人）で構想されていた。また、農学部からも水産学科五講座（同二一人）が申請されており、水産学部の構成について北大と函館水産専門学校との合意は成立していない。この時点では、農学部水産学科の札幌存置論もあり、函館水専側には単科大学としての独立論もあった。一九四九年一月四日には双方の代表者の間で合体についての合意が成立し、同月中旬には設置認可申請書の追加分がまとめられている。その中では水産増殖学科七講座（一学年学生定員四〇人）・水産製造学科八講座（同八〇人）・漁業学科六講座（同四〇人）・遠洋漁業学科六講座（同四〇人）という構想が示され、五月末日にはほぼこの構成で決着した。ただし、水産学部では、設置の時点での「講座」とは学内の仮称で、官制上の講座化については後述する。四九年七月四日付で教授武田志麻之輔が水産学部長事務取扱に任命され、同年十一月二十六日付で水産学部長に任命されている。

文系学部

法文学部を文学部・法学部・経済学部に三分する構想は、一九四八年七月の新制北大の設置認可申請書ですでに示されていた。しかし、文部省からは二学部案が示唆され、北大はこれに従って四九年一月中旬に申請書を変更したが、新制大学への移行初年度にはとりあえず法文学部のままで認可された。文学部・法経学部の分離が実現するのは、翌五〇年四月一日である。

この分離の際には、従来の学科・講座・学生定員には全く変更がなく、予算の増額もなかった。文学部には、哲学科一〇講座・史学科五講座・文学科五講座で、三学科の一学年学生定員は引き続き七〇人とされた。法経学部には、法律学科一二講座・政治学科一講座・経済学科五講座で、三学科一学年学生定員は一三〇人である。五〇年四月一日付で文学部長には教授伊藤吉之助が、法経学部長には教授菊井維大が任命されている。

旧制帝国大学のうちで、東大・京大の文系学部はすでに戦前から文・法・経三学部に分かれていた。この三分化は東北大・九大では四九年一月に、名大では五〇年三月に達成され、北大・阪大でも遠からず達成されるものと期待さ

れていた。こうした動きの中で、北大は一九五一年十月に法経学部の分離を申請する。それは法学部法律学科一二講座（一学年学生定員五〇人）・政治学科一講座（同二〇人）・経済学部経済学科八講座（同六〇人）である。しかし、経済学部を独立させるための三講座増設があやぶまれた。そこで翌年農学部農業経済学科からいくつかの講座を経済学部へ移すことが考えられ、文部省との折衝の結果、経済学科の既設五講座と農学部からの二講座（植民学、経済学財政学）のほか新設一講座の八講座をもって経済学部の構想がまとまった。他方、法学部関係では、前章に述べたとおり、教官定員の充足率が低いという問題があった。しかし、五〇年度から東大教授の兼任が実現するなどにより充足が進行したこともあって、一九五三年八月一日に法学部・経済学部の分離が認可された。ただし、以前の法律学科一二講座・政治学科一講座は、法律学科一三講座に改められている。学生定員は、両学部とも一学年当たり八〇人となった。全体として三〇人の増員である。五三年八月一日付で、法学部長に教授菊井維大が、経済学部長に教授山口和雄が任命された。

結核研究所

一九五〇年四月一日に結核研究所が設置された。北大には、戦前からの附置研究所としてすでに低温科学研究所（四一年設置）・超短波研究所（四三年設置、四六年応用電気研究所と改称）・触媒研究所（四三年設置）があり、敗戦直前の一九四五年（昭和二〇）八月一日に財団法人北方結核研究会（会長医学部教授有馬英二）によって北方結核研究所が開かれていた。当時の北海道は、結核の多発地帯であり、同研究所はその予防・治療・研究の機関として作られていたものである。建物は、現在の大型計算機センターの位置にあった。

附置研究所としての結核研究所は、北方結核研究所の研究の側面を継承したもので、細菌部門・予防部門で発足し、翌五〇年化学部門・病理部門が加わる。建物のほか研究員も継承し、建物は五一年三月十五日付で北大に寄付された。初代所長には五〇年四月一日付で教授安田守雄が任命された。

獣医学部

新制移行後の理系学部にもいくつかの変化があった。まず農学部獣医学科が農学部から獣医学部として分離独立したのがそれである。獣医学部が設置されたのは日本で初めてであった。新制農学部の獣医学科は、五講座で発足し、翌五〇年四月に一講座が増設されている。獣医学科を分離する方針は、新制移行の直後（四九年九月）に農学部教授会において決定され、五一年七月には北海道大学獣医学部設置期成会が結成されている。五一年十月には、獣医学科一〇講座（一学年学生定員四〇人）として申請書が提出された。

獣医学部は、一九五二年四月一日にまず七講座（家畜内科学・同外科学・同衛生学・同解剖学・同生理学・比較病理学・獣医公衆衛生学）で発足し、五三年四月に二講座（家畜生化学・同伝染病学）、五四年四月に二講座（家畜薬理学・同臨床繁殖学）、五五年七月に一講座（家畜寄生虫病学）がそれぞれ増設され、合計一一講座となった。また、学生定員は一学年当たり二五人となった。初代学部長には五二年四月一日付で、教授黒沢亮助が任命された。農学部獣医学科は学年進行によってしだいに縮小し、五四年四月一日にすべて獣医学部に吸収された。家畜病院は五三年八月一日に獣医学部に移管され、その附属研究施設として官制化された。

このように、当時として異例ともいえる急速な充実の背後には、占領軍の強い示唆があり、さきの農学部教授会決定もこれを無視しえなかったことによるといわれている。

理系学部

ここでその他の理系学部について、新制大学発足以降ほぼ一九五五年度までの学科・講座・施設等の増設状況を概観しておこう。まず理学部では、五三年四月一日に地球物理学科が増設された。物理学科の中に地球物理学講座を置くことは、理学部創設以来の宿願であったといわれる。それが学科として設置されるについては、十勝沖地震（五二年）に触発されて、北海道議会からも支援があったという。同学科は地球物理学第一講座のみで発足し、翌年四月同第二講座、翌々年四月同第三講座、さらにその翌年三月同第四講座が増設された。ま

た、理学部の附属研究施設は、新制大学発足の時点では臨海実験所（厚岸）のみが官制として認められていたが、五二年四月一日には海草研究施設（室蘭）が新たに官制化された。これは理学部海藻研究所として一九三三年（昭和八）に設置されていたものである。

医学部では、一九五四年四月一日に薬学科が設置されている。これには北海道内の医事関係者からも支援がえられた。同学科は、薬化学講座のみで発足し、翌五五年四月には薬品分析化学講座・生薬化学講座が増設された。薬品製造学講座・衛生化学講座はその後五六年四月に、薬剤学講座・薬効学講座は五八年三月に増設される。学生定員は一学年当たり四〇人である。医学部薬学科が薬学部として独立するのは一九六五年度である。

工学部では、一九五四年四月、土木工学科の中に衛生工学第一講座が増設された。これは一九五七年度に衛生工学科が新設される際にそれに吸収される。

農学部の場合は異例である。すでに述べたとおり、新制大学発足時に林産学科が増設されているが、これは既存の林学科から二講座が分離し、一学科として改組されたものであって純増とはいえない。また同時に、水産学科が水産学部に移設されることになり、学年進行によって五三年三月に廃止された。獣医学科は、五四年四月一日をもって最終的に獣医学部に吸収される。さらに、農業経済学科のうち二講座は、やはり前述のとおり五三年八月の経済学部の新設に当たって、これに移設される。なお、附属研究施設として新たに附属牧場（新冠）が五三年八月一日に設置された。これは、農林省新冠種畜牧場の一部の保管転換によるものである。

新制第一回卒業式

一九五三年（昭和二八）三月は、新制北大が制度上の「完成年度」を終えたという点で、また、旧制北大が最後の卒業生を送り出したという点で一つの画期をなしている。旧制最後の卒業式は同月二十四日に行われ、新制第一回卒業式は、札幌では二十五日、函館では二十八日にそれぞれ行われた（学

長式辞は巻末史料参照)。新制の卒業生は、文学部三〇人、教育学部一〇人、法学部七八人、経済学部七二人、理学部五四人、工学部一六〇人、農学部一六一人、水産学部一五二人、合計七一七人である。類別でいえば、新制一期生の入学時の実数は、文類二四一人、理類五八三人、水産学部一九〇人、合計一〇一四人であった。卒業者数をこれと比較すれば、文類関係では五一人の減で約七九%、理類関係では医学部に残る一三四人を別として七四人の減で約八四%、水産学部では三八人の減で八〇%しか卒業していない。

新制大学の「完成」は、新制大学院の設置につらなるものであった。

旧制大学院

戦中の一九四三年度から、大学院に特別研究生制度が設けられたことは、第六章で述べたとおりである。それ以来、大学院学生は少なく、特別研究生がほぼ全員を占めていた。この制度は一九四九年度をもって新しい制度に変わる。この年度に特別研究生の新規採用定員は全国で三分の二(三一〇人)に縮小され、さらにそのうちの約半数だけが前年度までの欠員を補充するものとして給費の対象となった。残りの約半数(一五七人)は日本育英会の「特別奨学生」(五一年度以降「大学院特別奨学生」)として奨学金の貸費の対象となった。五〇年度採用者からは、すべてこの奨学金の貸費に替わる。特別研究生の給費期間は、一期(前期)三年・二期(後期)二年とされていたが、特別奨学生の貸費期間は「原則として三年とし、特別の必要あるものについて更に二年間以内延長を認める」とされた。基本的には特別研究生制度と同じ方式が踏襲されている。また、特別研究生にはほぼ助手相当の研究費が大学に配当されていたのに対して、特別奨学生についてはそれがない。

ちなみに、一九五二年四月三十日現在の旧制大学院在籍者数は表8—1のとおりである。まず、大学院特別研究生はわずか二八人で、そのうち二一人までが五年目、四年目は七人しかいない。この七人は前記の欠員補充分であった。大学院研究奨学生は一二〇人に達している。四年目の一三人とは、前記の「延長」を認められたものであった。

表8－1　旧制大学院在学者数　　(1952. 4. 30現在)

	大学院特別研究生			大学院研究奨学生					大学院学生					総計
	4年	5年	計	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	5年	計	
農学部	0	7	7	10	9	9	4	32	4	1	1	0	6	45
医学部	4	2	6	6	6	5	1	18	1	3	0	1	5	29
工学部	3	4	7	9	10	4	4	27	0	1	1	0	2	36
理学部	0	8	8	6	7	5	4	22	23	10	4	0	37	67
文学部	0	0	0	5	6	2	0	13	33	25	14	0	72	85
法経学部	0	0	0	3	2	3	0	8	15	16	9	0	40	48
計	7	21	28	39	40	28	13	120	76	56	29	1	162	310

備考　1　農学部大学院学生1年目に外国人1人を含む。

2　法経学部大学院研究奨学生3年目に休学者1人あり、本表に含まない。

3　大学院学生4年目は在学しない。

さらに、大学院学生は総数一六二人であるが、年度を追って増加していることがわかる。この表から、旧制大学院制度の末期の状況の一端が知られよう。旧制大学院は五三年度限りで学生募集を停止し、五七年度中に在籍者が皆無になる。医学部のみは、一年遅れて五四年限りで学生募集を停止し、五八年度中に在籍者は皆無になる。旧制大学院の廃止については、旧制学部の最終卒業生を出した翌年度から六年間を経過した日まで存続すると文部省令（五三年八月十七日文部省令第二〇号）で定められているのみであり、在籍者が皆無になった日を廃止の日と考えるべきであろう。

大学院設置準備委員会

前出の「新制大学のあり方」に基づいて、新制大学の最大の難問ともいうべき教養課程の体制が定まり、一般教養部を発足させた結果、また北海道大学通則の制定作業を終えたことで、評議会の次の最大の課題は、新制大学院の発足に備えることであった。北海道大学大学院設置準備委員会規程は一九五一年八月六日の評議会で決定され、同年十一月十三日付で通達され、十月十三日付で施行された。この規程によって、委員長には学長、委員には各学部から二人の教官、および各研究所長、事務局長があてられた。学部委員には事実上、学部長の名

があがっていない。同委員会は翌五二年二月十三日付で「北海道大学大学院に関する要項案」（巻末史料参照）を決定した。

これによれば、大学院は修士課程二年と、博士課程三年とで構成される。研究科は、文学系研究科・教育学系研究科・法学系研究科・経済学系研究科・理学系研究科・医学系研究科（博士課程三年のみ）・工学系研究科・農学系研究科・水産学系研究科・獣医学系研究科とされている。それぞれに「系」の文字が見られること、また新設予定の獣医学部の大学院にも言及されていることが注目される。さらに、これらはいずれも学部の区分に対応しているが、各部局からの意見聴取の過程では、「実施に際しては運営上二科以上を統合することが出来る」との意見も表明され、その趣旨が要項案に追加されている。四七年の『大学制度改革案』には、「理学部委員会」の決定として学部の区分にとらわれず理系では数学・物理学・化学・生物学・地学の各研究科、文系については「歴史・哲学研究科」・「社会科学研究科」・「文学・言語学研究科」とする構想が紹介されている。しかし、この構想には当時においても学内に異論があり、「現在審議中」と記されている。要項案では、二科以上の統合も追記されているとはいえ、大勢が学部別の区分に傾いていることがわかる。大学院の担当教官については、「学部または研究所の教授をもってこれに充て、必要あるときは、助教授または講師をこれにあてることもできる」とした。

「北海道大学大学院設置認可申請書」は、ほぼこの要項案を骨子として、一九五二年十一月に提出された。

大学院の設置

翌五三年三月三十一日、国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令（政令第五一号）が公布され、四月一日付で施行された。さらに、五月十三日、文部省告示第四一号により各研究科における専攻の名称およびそれぞれの課程が定められた。この政令および告示によって北大には次の九研究科・三五専攻が置かれた。（以下（修）とは修士課程のみが置かれることを示し、特に明示しない専攻については博士課程・修士課

程が置かれた)。

○文学研究科――哲学・東洋哲学・心理学・社会学(修)・史学・英米文学・国文学の七専攻
○教育学研究科――教育学・教育制度の二専攻
○法学研究科――民事法(修)の一専攻
○経済学研究科――経済政策(修)の一専攻
○理学研究科――数学・物理学・化学・地質学鉱物学・植物学・動物学の六専攻
○工学研究科――土木工学・鉱山工学・機械工学(修)・電気工学・応用化学・冶金工学・建築工学の七専攻
○農学研究科――農学・農業経済学・農業生物学・農芸化学・畜産学・農業工学・林学・林産学の八専攻
○獣医学研究科――予防治療学・形態機能学の二専攻
○水産学研究科――水産学の一専攻

五五年八月三日、各研究科について次のような変更の告示がなされた。文学研究科では社会学専攻に博士課程が置かれ、史学専攻が国史学・東洋史学・西洋史学の三専攻に分離した。法学研究科では民事法専攻に、経済学研究科では経済政策専攻に、それぞれ博士課程が置かれた。工学研究科では機械工学専攻に博士課程が置かれた。

医学研究科は、同年七月一日に設置され、八月三日付でそのうちに、生理系・病理系・社会医学系・内科系・外科系(いずれも博士課程のみ)の五「系」が置かれた。

北海道大学大学院通則は、一九五四年三月十七日付で公布され、五三年四月一日にさかのぼって施行された(巻末史料参照)。

新制大学院の各研究科の名称は、前出の要項案や設置認可申請書では文学系研究科・水産学系研究科など「系」の

文字を含んでいたが、設置に当たってはそれが省かれている。また旧制大学院は、北海道帝国大学通則（後に北海道大学通則）の中で規定されていたのに対して、新制大学院については独立の通則が制定された。しかも、旧制大学院の場合、学生の入退学、指導者の選定などは学部教授会の議を経て総長がこれを決定していたが、新制大学院の場合、各研究科に研究科長が置かれ、学部教授会とは別に研究科委員会が置かれて、学生の入退学、単位認定などを所管することになった。

要するに、北大の新制大学院は、学部の区分に対応する形で研究科を区分した。東大を例外として、他の国立新制大学院（旧帝国大学・旧官立大学）も同様であった。東大は、人文科学・社会科学・数物系・化学系・生物系の各研究科に区分したが、一九六三年度以降は学部別の区分に近づく。

新制大学院の修業年限は、一九四九年四月の「大学院基準」では修士課程一年以上、博士課程三年以上とされていたが、文部省内では修士課程を二年以上とすることが検討されていたといわれ、五三年四月の学位規則（文部省令第九号）にはそのことが明記され、五五年六月改訂の「大学院基準」ではそのように改められる。五四年の北海道大学大学院通則でも、修士課程・博士課程の修業年限はそれぞれ二年および三年とすることが明記されている。この通則によって最初の修士は、五五年三月に、また最初の博士は五八年三月にそれぞれ課程を修了することになる。

大学院のほかに、大学を卒業した者が進学する教育課程に専攻科がある。専攻科は、大学院と異なり、学部に付設される。修業年限は一ヵ年である。北大では、水産学部に一九五三年四月一日に特設専攻科、翌年四月一日に水産学専攻科が設置された。特設専攻科は、船舶職員を志願する者のために設けられ、入学資格者は水産学部の遠洋漁業学科卒業である。水産学専攻科には、漁業学専攻・水産学専攻・水産増殖学専攻の三専攻がある。学生定員は各専攻それぞれ五人である。水産学専攻科は五四年度から六五年度までの間に五九人の卒業生を送り出し、六六年四月一日に

表8－2　旧制学位授与件数（1959～61年度）

	1959年度	1960年度	1961年度	計		
	人	人	人	人	人	%
文学博士	0	0	4	4	(6)	[67]
法学博士	0	0	7	7	(7)	[100]
経済学博士	0	0	25	25	(25)	[100]
理学博士	49	90	286	425	(631)	[67]
医学博士	694	—	—	694	(3081)	[26]
工学博士	11	16	120	147	(198)	[74]
農学博士	16	66	175	257	(491)	[52]
林学博士	4	3	10	17	(46)	[37]
獣医学博士	7	17	25	49	(96)	[51]
計	781	192	652	1625	(4581)	[35]

備考　1　『北海道大学一覧』（1959年～1962年）より作成
　　2　（　）内は1922年度（大正11）から1961年度（昭和36）までの合計数
　　3　〔　〕内は上記3年度の集中率である。

廃止となる。

学位――旧制・新制

新制の北海道大学学位規程は、一九五八年九月十日に制定され、同年三月二十日にさかのぼって施行された。ただし、修士の学位については五五年一月一日にさかのぼって施行されている。この規程は、おもに論文提出による学位審査の手続を定めたものであるが、付則において、課程修了博士を授けたのちにはじめて論文博士を授け得ることとした。また旧制の学位規程はこの新規程の施行にかかわらず、一九六二年三月三十一日まで、医学博士については六〇年三月三十一日まで効力を有するとされた。表8－2は、旧制度最後の三年間の学位授与件数である。北大の旧制学位制度が発足してから三九年間のうち、最後の三年だけで三五％の学位が授与されている。

新制の学位制度の特色は、まず修士と博士が設けられたことにある。修士は、修士課程二年以上在籍し、所定の単位（三〇単位以上）を修得した上で修士論文の審査および試験に合格したものに授与される。博士は、修士課程も含めて大学院に五年以上在籍し、所定の単位（五〇単位以上――博士課程の単位は二〇

単位以上）を修得し、博士論文の審査および試験に合格したものに授与される。単位制が導入されたことも特色の一つといえよう。論文博士は、論文の審査のほか、試験および試問によって、課程博士と同等以上の学力があると認められた場合に博士の学位を取得することとされている。なお、五二年二月の「北海道大学大学院に関する要項案」や同年一一月の「大学院設置認可申請書」では、農学研究科の林学・林産学の二専攻について林学修士・林学博士の学位を考えていたが、これらは結局のところ農学修士・農学博士に一本化された。

新制大学院は五五年三月に最初の修士一〇三人を送り出し、最初の博士は五八年三月に課程を修了し、同年九月に一六人が博士の学位を得ている。課程修了から学位取得まで半年が経過している。前記の学位規程が制定されたのは同月十日であった。

医学研究科は、五四年の最初の大学院通則では言及されていないが、五五年十月十二日の改正で、同研究科には博士課程のみが置かれ、その修業年限を四年とすることが規定された。北海道大学大学院医学研究科規程は、五五年十月十四日で制定され、同年八月三日にさかのぼって施行し、さらに同年四月一日から適用されている。これらには同研究科の五「系」のうち生理系以外の四「系」の入学資格は、医師免許証を必要とすることが明記されている。医師免許証の取得には、学部卒業後、指定された医療機関で一年間の実習（インターン）を終えて、国家試験に合格しなければならない。したがって、生理系以外では、学位取得に卒業後少なくとも五年以上を必要とした。

講座の法制化

旧制の北海道大学講座令が新制北大の発足時に廃止されていることはすでに述べたとおりである。その後、新制大学の講座については、ほぼ五年にわたって法制上の根拠の空白期間があった。しかしそれは、講座そのものが存在しなかったということではない。講座は新制北大で当初から確かに存在し、また増設すらされていることは文系学部・理系学部についてすでに述べた。法制上の空白期間とは、むしろ新しい制度の模索

の期間であったといえよう。

ちなみに、一九四七年七月の「大学基準」では、大学には「その目的使命を達成するために必要にして充分な講座を設けなければならない」とあり、同年十二月の改訂では「必要な講座又はこれに代る適当な制度を設けなければならない」とされている。四九年五月末日の国立学校設置法でも、「講座又はこれに代るべきもの」を各学部に置くことが明記され、それらの「種類その他必要な事項は、文部省令で定める」ことが予告されていた。空白期間においても、講座は予算の積算の根拠であり続けた。国立大学の講座に関する省令は一九五四年九月七日に公布・施行された（文部省令第二三号）。北大の各学部に置かれる講座の種類と数は、次のように規定された（　）内の数字は講座数を示す。

○文学部――哲学（一〇）・史学（五）・文学（五）
○教育学部――教育計画（一）・教育史学（一）・社会教育（一）・産業教育（一）・特殊教育（一）・生活教育（一）・学校教育（一）
○法学部――法律学（一二）・政治学（一）
○経済学部――経済学（八）
○理学部――数学（四）・物理学（五）・化学（六）・地質学、鉱物学（五）・植物学（三）・動物学（二）・地球物理学（二）
○工学部――鉄道学（二）・水工学（二）・応用力学（三）・コンクリート工学（一）・橋りょう学（一）・鉱山学（二）・鉱山機械学（一）・選鉱学（一）・応用地質学（一）・原動機学（二）・機械工作学（一）・電気機械学（二）・電力及び電力応用学（二）・電気磁気学（一）・通信工学（二）・応用化学（五）・理学（二）・や金学（四）・建築学（六）・衛生工学（一）

○農学部――農学（三）・園芸学（二）・農業経済学（三）・植物学（三）・応用動物学（一）・こん虫学（一）・蚕学（一）・農芸化学（三）・農産製造学（一）・応用菌学（一）・林学（六）・畜産学（二）・畜産製造学（二）・農業物理学（二）・農業機械学（一）

○獣医学部――家畜内科学（一）・家畜外科学（一）・家畜衛生学（一）・比較病理学（一）・家畜解剖学（一）・家畜生理学（一）・獣医公衆衛生学（一）・家畜生化学（一）・家畜伝染病学（一）・家畜薬理学（一）・家畜臨床繁殖学（一）

○水産学部――水産生物学（四）・浮遊生物学（一）・淡水増殖学（一）・かん水増殖学（一）・水産化学（二）・水産生物化学（一）・魚油化学（一）・海そう化学（一）・水産細菌学（一）・水産食品製造学（一）・水産食品化学（一）

医学部については、五五年七月一日の省令改正によって次のように定められた。

○医学部――解剖学（三）・生理学（二）・生化学（一）・病理学（二）・細菌学（一）・薬理学（一）・法医学（一）・衛生学（一）・内科学（三）・外科学（二）・整形外科学（一）・産婦人科学（一）・眼科学（一）・小児科学（一）・耳鼻咽喉科学（一）・皮膚科学（一）・泌尿器科学（一）・精神医学（一）・放射線医学（一）

これらは、新制北大の発足以来、予算の積算根拠としての事実上の講座をほぼそのまま追認したものである。なお、経済学部・農学部・水産学部の大半の講座では学部の意向に基き旧制の名称などを変更している。

ところでこの省令は、すべての国立大学に関するものではなく、特定の大学のみを対象とするものであった。すなわちいずれも大学院を持つ大学にのみ講座が置かれた。その講座とは、「大学院に置かれる研究科の基礎となるもの」であって、大学院をもたない大学については、前記の講座に「代るべきもの」が置かれた。講座をこのように定義する以上、新制大学院の構想がまとまるまでは講座を法制化しえなかったということであろう。国立大学の新制大学院はこの省令公布の前年に発足していた。

学科目

この講座に「代るべきもの」は、のちに一九五六年十月二十二日の「大学設置基準」（文部省令第二八号）において、「学科目」と呼ばれ、「学科目制は、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必

要な教員を置く制度とする」と規定される。しかし事実上の講座が新制大学発足当初から存在したように、事実上の学科目も発足当初から存在した。

北大では、四七年の『大学制度改革案』の中で、「学部は定められた数の講座をもって構成される」として「学部における学課を便宜上教養学課と専門学課に分つ」と述べている。教養課程担当者も学部に所属させ、したがって講座として編成する意向であった。要するに講座以外の組織が考えられていなかったということである。この構想は、四八年の「北海道大学設置認可申請書」にも受け継がれ、教養課程については、人文科学第一講座から第一九講座（外国語関係の一一の講座を含む）まで、社会科学第一講座から第四講座まで、自然科学第一講座から第一五講座までが列挙され、体育理論・体育実技だけは講座と呼ばれていない。こうした構想は、新制大学発足時に結局のところ実現されず、教養課程担当者は事実上の学科目に配置され、講座制の教官とは別な基準で予算を配当された。後述のとおり、例えば五二年度から少なくとも五五年度までは「講座別」・「学科別」、もしくは「講座制」・「学科制」として別な基準で計算されていた。他方、『北海道大学一覧』では、五二年度版でも、五三―五六年度版でも、依然として教養課程の講座なるものが明記されている。これは講座化について引き継き希望がもたれていたことを思わせる。

「大学設置基準」によって、学科目が法制化されたということは、教養課程の講座化を最終的に断念させることになった。なお、北大に置かれる学科目が明示されるのは、六四年（昭和三九）の国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令（文部省令第三号）以降のことであり、「大学設置基準」にはその名称までは列挙されていない。

北大において講座化されなかったのは、教養課程の関係部分だけではない。水産学部・医学部にも講座化されない部分が残った。水産学部では、五四年の国立大学の講座に関する省令で、水産増殖学科・水産製造学科関係の一五講

座のみが講座化され、漁業学科・遠洋漁業学科の「講座」は学科目にとどまった。医学部では、五五年の省令改正で医学科関係のみが講座化され、薬学科は予算・教官定員等で事実上の講座でありながら、省令の上で講座化するのは五八年以降である。これは、大学院医学研究科とは別に同年度から薬学研究科が設置されることによる。

スラブ研究室

新制北大の発足から一九五五年ころまでに、附置研究所として新設されるのは、すでに述べた通り結核研究所だけである。他方、学部附属の研究施設としては、一九五五年七月一日付で法学部附属スラブ研究施設が官制化されている。文系の研究施設としては、北大で最初のものである。この施設は、もともと学内措置による「スラブ研究室」として、一九五三年六月二四日付で発足していた。

同日付のスラブ研究室規程では「本学にスラブ研究室を置く」とされ、学部附属とはなっていない。学内措置による研究室としては、ほかに戦前から北方文化研究室（一九六六年から文学部附属北方文化研究施設の発足によって閉室、資料は図書館の北方資料室へ）・金属化学研究室（一九五八年から工学部附属金属化学研究施設）があった。スラブ研究室は「学内外の協力の下に、スラブ文化一般に関する研究を行う」ものと規定されており、歴史・政治・経済・国際関係・文学の五部門が置かれた。ロックフェラー財団からの数百点の寄贈図書を基本蔵書として研究が始まった。

五五年に官制化されてからは、官制上では法学部附属スラブ研究施設でありながら、同年十月十二日制定の規程（七月一日から施行）は、「法学部附置スラブ研究所規程」と呼ばれ、研究所の名称が用いられている。専任の研究員は二人で、ほかに学内文系学部からの兼任研究員が数人と、東大・一橋大・東京女子大・京大からの学外兼任研究員とで構成された。法学部附属とはいえ、「研究所員会議は研究所の運営、組織、予算、人事その他重要事項を審議する」とされ、教授会に準ずる権限を認められた。

なおこの研究所規程は、一九五八年十二月十七日付で、「法学部附属スラブ研究室規程」と改められ、学内規程の

上で「研究室」の名称が復活し、同時に法律部門が加わる。しかし研究所と呼ばれていた時期にも、文部省との関係では研究室と称していたらしく、「研究室主任事務取扱」や「研究室研究員」の発令の記録が残っている。内外ともに「法学部附属スラブ研究施設」と呼ばれるのは一九六二年四月一日からで、同日付で研究室主任は研究施設長に変わる。

第二節　教育・研究の体制と環境

入学試験

一九四九年度（昭和二四）の新制大学入学試験が札幌と函館とで行われたことはさきに述べたとおりである。五一年度からは東京受験が始められた。これは水産学部関係者の要望によるもので、まず水産学部志願者のみが対象となった。東京受験は五二年度以降、文類・理類志願者にも拡大され、一九六五年度（昭和四〇）まで続いた。ただし、教育学部体育専攻・音楽教育専攻（五〇～五二年度）は札幌のみを受験地とした。

入学試験科目は、国語・社会・理科・数学・外国語の五科目であった。これは、一九七九年（昭和五四）から共通第一次学力試験が実施され入学試験制度が改まるまで、選択科目の種類や数にたびたびの変更があったにせよ大枠としては変わっていない。

学生募集は、四九年度には文科・理科・水産科に分けて行われ、水産学部入学者は教養課程も函館で履修した。五〇年度は文類・理類・水産学部となった。五二年度には、水産学部増殖学科・製造学科も理類に包括され、同時に水産学部へ進学する学生の教養課程は札幌で履修することになった。さらに五四年度には水産学部の漁業学科・遠洋漁業学科も理類に一本化され、文類・理類の二類制になったが、五五年度には文類・理類・水産類の三類制に変わっ

た。また当初、医学部の学生定員は理類に含まれていたが、国公立大学の医学部専門課程はいずれも全国の教養課程修了者に門戸を開いていたので、北大医学部についても私大からでも文系の教養課程からも受験が可能であった。五五年度には理類のうち「約一四〇名は医学部医学科又は札幌医科大学に進むもの(これを乙とする)」とされた。つまり、理類が甲・乙に区分され、理類乙は、五七年度から医学進学課程に変わって、三類一課程となる。なお、五八年度に札幌医大の医進課程が新設され、北大の医進課程は北大医学部進学予定者のみを受け入れることになった。

教養課程　北海道大学一般教養部規程は、一九五二年（昭和二七）六月十三日に制定され、四九年六月一日にさかのぼって施行された。五一年四月一日から「新制大学のあり方」が施行されていることは、前節で述べたとおりであるが、これは一般教養部の運営の大綱を定めたものであって、教育課程や、教育の実施の要領には触れていない。教育課程は、五二年に初めて規程化される。

それまでも当然のことながら教育課程は存在した。発足初年度の教育課程は、同年度の『学習指針』からわかる。しかしこれは厳密にいえば、実施計画を示したものであって、この年度から三年間は実際には試行錯誤が続いた。教育課程がいちおう安定したといえるのは五二年度からである。新課程は、前記の一般教養部規程に別表として示され、同年六月の『本学一般教育の実施要領――一般教養部の機構と運営――』で解説されている(巻末史料参照)。

それまで外国語は人文科学に、数学・図学は自然科学に含まれていたが、系列区分は人文科学・社会科学・自然科学・「数学および図学」(理類のみ)・外国語・体育と細分化された。外国語・体育を除いて、全科目が四単位に統一された。人文地理が人文科学から社会科学へ、人類学が自然科学からやはり社会科学へ移った。自然科学や数学について文類・理類で履修方式の差異が明確となった。また、それまでは外国語が文類一八単位に対して理類一四単位であったが、類別にかかわらず二科目二〇単位に増えた。この新課程は、文類の「一般数学」を自然科学系列にとどめる

一方、理類について「数学および図学」を別系列とした点などに北大独自の工夫も見られるが、全体としては五〇年六月改訂の「大学基準」に添っている。新課程はその後もほとんど毎年、部分的には修正されている。しかし、大枠としては一九七三年（昭和四八）まで続く。

また、前記の規程では教養課程から専門課程への移行の時期が明らかにされていないが、『実施要領』では「学生の一般教養部在籍は二ヶ年であるが、現下の学部の事情から、一般教養課程の授業は外国語と体育とを除いては一年半に短縮されている」と書かれている。教養課程の実質一年半とは、他大学でもその例がみられる。しかし、ここで「現下の学部の事情」がこの「短縮」の理由としてあげられていることに注目しよう。この短縮の意向は当初から専門課程担当者によって主張されていたもので、新制北大では一期生から事実上、一年半で学部へ移行している。四年制の新制大学で、教養課程に二年を充当するとすれば、専門課程には旧制学部の専門課程三年に対して二年しか残らない。この点が「短縮」の最大の理由であった。

さらに、この短縮の結果として、教養課程の時間割は五二年度から九〇分五講時制に変わって現在に至っている。当初二年度は予科の慣行を踏襲して六〇分八講時制であった。五一年度からは「本年度限りの臨時措置」として四〇分一〇講時制に変わる。九〇分五講時制とは、四〇分二講時を一講時にまとめ、休み時間一〇分をこれに加えたものである。「本年度限りの臨時措置」は、実質的には次年度以降も継承されたことになる。

学部移行・進学

「北大方式」の教養課程の学生編成については、水産学部や教育学部の二専攻のようないわゆるタテワリの部分を別として、文類・理類の大区分いわゆるヨコワリの方式を採用した。その結果、教養課程から専門課程への「学部移行」という問題が発生した。この移行は、前記のとおり「短縮」の結果として、医学部以外では二年目前期を修了した時点で行われる。またそれとは別に、一九五一年制定の北海道大学通則で

は、教養課程において所定の科目・単位を修得した学生はそれぞれ志望の学部学科に「進学」するとされている。この進学は、二年目修了の時点で、学籍が学部へ移ることを意味している。医学部だけは例外で、「本学又は他大学（四年制）に二年以上在学し所定の科目を履修して所定の単位数を取得」すれば、だれでも選択試験を受けることができた。

移行・進学という言葉がこのような意味に定着するまでには、若干の屈折があった。また、学生の移行先は、今日では教養部移行委員会によって、移行時点までの学業成績に基づいて決定されるが、ほぼこの方式が定着するのは、教養課程発足から五年を要した。旧制予科の類別が学部別に対応しており、いわば学部別タテワリになっていたので、ヨコワリからの移行振り分けは全く新しい体験であった。それまでは特定学科の志望者が定員を超える場合、通則の規定では「選抜を行い進入を許可すべき者を定める」とされ、実際に選抜試験が行われた例もある。他方、前出の『本学一般教育の実施要領』では、「超過人数が少い場合には……志望学科変更の斡旋を行って、試験施行の回避をも試みている」と書かれていた。要するに、通則上の原則と事実上の慣行とは、当初から必ずしも一致していなかった。

五四年度の『学生便覧』では、「一般教養部において適当なる助言によって志望学科の変更等をすすめ、定員を超える学科がないように調整」するという。しかし、同年秋には「一般教養部在学生の移行に関する選考方法」という文書がまとめられ、「移行は本方法により移行委員会が行う」ことになった。通則では「学部において選抜」すること、「選抜の方法等は各学部においてこれを定める」ことが明記されているが、この規定は事実上空文化したことになる。通則が慣行を追認し、その趣旨の文面に変わるのは、大学紛争後の一九七三年（昭和四八）のことである。「進学すべき学部学科の決定は、別に定めるところにより、これを行なう」とされ、改正理由は「本学における現状に即

するよう、所要の改正を行なう」となっている。

専門課程　二年目後期のいわゆる「学部移行生」は、学籍が「進学」まで教養課程に残っているのみならず、火曜日・金曜日には教養課程の外国語・体育実技を履修する。ほかの四日間はそれぞれの学部学科で専門課程を履修する。この方式は新制北大の第一期生以降、三〇年以上にわたって続けられ、一九七八年（昭和五三）からは外国語のみが二年目後期に残る。

専門課程の教科目は、当然のことながら各部学科によって多様である。その詳細は各学部の規程に別表として明示されているが、各学部規程はその大半が新制大学の完成年度、つまり五三年度中に制定されている。

旧制学士と新制学士との教育課程の相異を卒業論文についてみれば、旧制の場合、医学部を除いて、法文学部・理学部・工学部・農学部の各規程に「論文」あるいは「論文試験」の文字が見受けられる。しかし、学科によって差異があり、また単位制を採用している学部でも、論文は単位としては明記されていない。他方新制の各学部規程では、文学部・工学部・農学部（卒業論文を課さない学科もある）・水産学部において卒業論文は卒業に必要な単位数の中に含まれており、教育学部については単位数が明記されていないものの卒業論文の規定を含んでいる。法経学部・理学部・医学部・獣医学部については卒業論文の規定がない。要するに変化といえば、卒業論文を課する学部・学科で、その論文の位置づけが明確となったことである。この変化は、「大学基準」が新制大学の専門課程についても、単位の基準を明示したことに対応するものであろう。ちなみに旧制学部では、単位制そのものの点でも、また単位数・授業時間数の点でも、全国的に一貫した基準というものがなく、各大学の自由裁量の余地が大きかった。

旧制学士と新制学士との相異は、次の諸点にも見られる。まず、旧制学士は主として小学校六年・中学校四年・高等学校三年・大学三年の一六年の課程を経て与えられた。しかし、大半の学生は中学校五年の課程を修了して高校に

入学していた。これに対して新制学士は、六・三・三・四の一六年で与えられる。また、新制大学では「一般教養課程」に対して「専門教養課程」なるものが考えられ、四年を通じて、「教養課程」を修めるところとされていた。北大では前節で述べたように、専門教養課程という言葉が一九五五年六月の通則改正まで、その文面に残っていた。

旧制・新制の差異は、五三年三月の新制第一回卒業式において、学長自身によって語られている(巻末史料参照)。学長は新制学士が旧制学士に劣るという世上の批判に対して、「専門の知識に於て劣ると云う事は或はあるかも知れ」ないとしていちおうは肯定し、その理由として専門の講義・演習・実験などの時間数が少なくなっていることをあげている。しかし「人物の点」では、「色々の見方があるから一概には論じられない」とした上で、「人間的教養」の点からも批判されるのであれば、「それは我々の容易に首肯し得ない処」であり、「何れにしても新旧の比較論は時期尚早」であるという。旧制に欠けていたものとして、「人文、社会、自然の科学系列を通じて人格形成の一般教養を深め、更に各学部の専門教養を身につけた筈」である、というのがその理由である。したがって、「専門分科」について劣勢を補う希望があれば、「大学院に入れば宜しい」とされている。当時、専門分野については、旧制学士の達成度を新制修士の達成度と同一視する風潮があった。学長告辞は、この風潮を示唆するものといえよう。それは単に風潮のみにとどまらない。旧制学士は卒業と同時に新制高等学校の一級免許状を取得できたのに対して、新制学士は二級とされ、さらに二年間の修士課程を終えるか、あるいは三年間の教職経験を積んではじめて一級免許状を与えられる。

専門課程にもまして、新制になって大きく性格が変わったのは大学院である。新制大学院の性格については、すでに前節で述べた。

戦後の研究活動

敗戦によって研究活動は自由化されたが、研究条件は直ちに改善されず、一九五〇年（昭和二五）までは研究体制の再建に努力した観がある。理学部の研究紀要第五類（植物学―英文）・第六類（動物学―英文）が一九四六年（昭和二一）五月に復刊したのを皮切りに、理系部局の紀要の大半は四九年までに復刊し、また文系学部の紀要も五〇年代初頭には発刊された。

海外との研究交流も新制大学発足前後に復活した。戦後の研究者の海外派遣制度は、四九年から三年間にわたって行われた米国占領地救済基金（ガリオア資金）で始められ、五〇年には文部省の在外研究員制度が復活し、五一年にはフルブライト法に基づく海外派遣が開始された。北大では、四九年七月に理学部教授中谷宇吉郎がアメリカ合衆国・カナダへ海外出張したのが初めてである。その後海外へ留学する教官が増えるが、留学先は、ヨーロッパ自体が戦後の復興が進んでいなかった事情もあり、主に北アメリカであった。

一九五〇年以降になると研究活動も回復した。その中には、北海道を対象とし、学内の部局と学外の試験研究機関との協力による総合的な調査研究が行われた例もある。五〇年度より三カ年間、低温科学研究所・札幌管区気象台を中心に、北海道東部沿岸樹林帯の海霧に対する防霧機能の調査研究が行われた。これには、学内から主に農学部、学外から主に林業試験場北海道支場・農業試験場北海道支場・函館海洋気象台などの協力があった。また、五四年には『十勝沖地震調査報告』が、工学部を中心として、理学部・農学部・低温科学研究所・札幌管区気象台などの協力のもとに作成された。

教　官

新制北大の教職員・学生について、主として定員の推移をたどっておこう。まず教職員に関しては、前章で述べたとおり、戦後に官吏・官吏外教職員の差別が廃止され、日本国憲法のもとで公務員として再編されている。言い換えると、新制北大の発足を待たずして、質の変化はすでに大筋において終わっていたといえる。

表8－3　旧制より新制への教官定員変化（1948～51）

	1948	1949	1950	1951
大学	780	828	898	888
旧制	780	734	740	674
学部	589	604	686	674
予科専門学校	152	104〔48〕	54〔50〕	0〔54〕
専門学校	39	26	0	0
新制	0	94(44)	158(44)	214(44)
病院	0	0	57	57
研究所	58	58	68	80
合計	838	886	1,023	1,025

備考　1　予科専門学校は、予科（48,49年度）、農林専門部・函館水産専門学校（48, 49, 50年度）。〔　〕内は前年度よりの減員数

2　専門学校は土木専門部、医学専門部

3　新制は教育学部・水産学部・教養課程担当教官。（　）内は「欠員」数で内数

4　1948年度は年度末定員数

学校教育法（一九四七年三月二十九日法律第二六号）によれば、大学には「学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない」とされ、そのほか「必要な職員を置くことができる」とある。そのほかの「必要な職員」とは、後日の改正では「講師、技術職員その他必要な職員」とされる。国立学校の場合、各校の教職員の総定員は国立学校設置法で定められ、さらに同法の施行規則によって、職種別の定員が別表として明示される。北大については、学長・教授・助教授・講師・助手の各定員のほか、事務職員・教務職員・技術職員の合計数が明示された。以後この定員の変更は、総定員については国立学校設置法の改正によって、職種別定員については同法施行規則の改正によってなされる。

ほぼ一九五五年までの教官について、質の変化といえば、北大を構成する「大学」・「病院」・「研究所」のうち「大学」の部分にそれが見られた。表8—3からわかるように、「大学」の定員は、一九五一年度まで、「旧制」・「新制」に二分されている。

「旧制」の「学部」は、戦前からの農学部・医学部・工学

部・理学部のほか戦後設置の法文学部を含む。「予科専門学校」の「予科」は、一九四九年度をもって終わり、「予科専門学校」の「専門学校」は農林専門部と包括学校としての函館水産専門学校との定員である。函館水専は四八年度には包括学校でなかったが、比較のためこの年度についてもその定員を合算して表示した。単に「専門学校」とあるのは、土木専門部・医学専門部の関係分である。

「新制」とは、一般教養課程担当教官のほか、「新制」のもとで発足する学部すなわち教育学部・水産学部の定員をも含んでいる。「旧制」の「予科専門学校」・「専門学校」が減少・消滅し、「新制」が増加するのは当然として、「旧制」の「学部」が増加しているのはなぜか。それは、法文学部ならびに工学部建築工学科の学年進行によるほか、臨時職員としての講師・有給副手が定員内の講師・助手に振り替えられたことによる。「病院」・「研究所」の増員も同じ理由により、「研究所」については、さらに結核研究所の設置が増員の要因になっている。

文部省は、一九四九年五月四日付の文書で次のように述べている。「新制国立大学の教官定員は、大学予科、高等学校、専門学校、教員養成諸学校における生徒募集停止に伴って生ずる定員を……配分しましたが、各大学においては、これに欠員を加えるほか、旧制課程担当教官の融通を図り、第一年度における授業実施に支障のないように計画をたて、これを実施に移すようお願いいたします」。要するに新制北大の教官は、旧制予科・専門部等からの定員振替えと、「欠員」充当と、旧制学部からの「融通」とで充足せよということであって、新制のもとで学生定員が増加しているにもかかわらず、教官の新規配当はなかった。ここに新制大学の一つの問題点がうかがわれる。なお、ここでいう「欠員」の意味や、北大でのその充当の実態については、詳細が不明である。

「**講座別**」・「**学科別**」　予科・専門部などの廃止に続いて、一九五二年度からは、「大学」の部分が「旧制」・「新制」で はなしに「講座別による分」と「学科別による分」とに二分される。最後の旧制学士が五二年度末

表8－4　1952～56年度教官予算定員

	1952	1953	1954	1955	1956
予算定員	1,029(4)	1,044 (15)	1,057 (13)	1,078 (21)	1,089(11)
大　学	889(1)	901 (12)	915 (14)	937 (22)	948(11)
「講　座」	675(1)	717 (42)	736 (19)	759 (23)	770(11)
「学　科」	214(0)	184(△30)	179(△5)	178(△1)	178 (0)
病　院	57(0)	60 (3)	60 (0)	59(△1)	59 (0)
研究所	83(3)	83 (0)	82(△1)	82 (0)	82 (0)

備考　（　）内は前年度に対する増減数

（五三年三月）に卒業することからすれば、この新区分は将来を見越したものといえよう。しかもこの区分は二年度のみのもので、五四年度からは、「講座制」・「学科制」に変わる。今日の「講座制」・「学科目制」の区分は、五六年度から用いられる。国立大学の講座に関する省令が制定されるのは五四年九月であり、「大学設置基準」が省令化されるのは五六年十月である。表8－4の「講座」・「学科」とは、厳密にいえば、このような用語の変化を含んでいる。

予算定員全体は微増状態である。その増員は「大学」関係であって「病院」・「研究所」に有意差はない。「大学」の増員は「講座」に見られる。その要因は前節で触れた獣医学部、理学部地球物理学科、医学部薬学科の設置とその学年進行によるものと、大学院設置に伴う講座の充実によるものである。講座の充実とは、理系学部の不完全講座が完全講座に変わったこと、および教育学部・水産学部の一部の「学科」が講座化したことを意味し、いずれも五三年度からである。「学科」の減員とは、これと表裏をなすもので、教養課程関係では、このころ現員について若干の増員が見られるものの、定員の推移は不明である。

事務官・技官等

教官以外の職員すなわち事務職員・技術職員などについても、新制北大の定員は国立学校設置法施行規則の別表に示されている。一九五六年までの定員の推移は次表のとおりである。非常勤職員については実情が不明なので、すべて割愛する。

表8－5　事務系・技術系職員定員数（1949～56年度）

	事務官	技官	雇員	傭人	計
1949.6	97	33	753	566	1,449
1950.	136	72	744	564	1,516
1951.	136	72	744	557	1,509
1952.	136	72	715	523	1,446
1953.8	137	72	712	524	1,450
1954.	134	70	712	517	1,433
1955.	143	69	711	518	1,441
1956.	142	72	711	507	1,432

備考　1949年6月の事務系・技術系職員には臨時職員237人を含んでいない。

まず合計についていえば、年度によって若干の増減があり、発足七年目には結局のところ一七人（約一・二%）の減となっている。定員増の要因としては、四九年八月に臨時職員のうちの八〇人が事務官四一人、技官三九人に振り替えられたことがあげられる。また獣医学部・理学部地球物理学科・医学部薬学科・結核研究所の設置や、法文学部が三学部に分離し独立することも定員増の要因でありえたのではないか。他方、定員減の要因としては、まず予科・専門部等の廃止が考えられる。しかしこの分は大半が新制北大の各部局に吸収されたと推定される。むしろ五二年度に続いて、五四・五五・五六年度の行政整理で事務官九人、技官三人、雇員五六人、傭人七〇人の合計一三八人の減が大きな減少要因であった。

職種別でいえば、結局のところ事務官は四五人の増、技官は三九人の増に対して、雇員は四二人の減、傭人は五九人の減となり、事務職員・技術職員などについては、全体としていわゆる任官者の比重が高まる傾向にあり、その意味で待遇改善が進行していたともいえよう。なお、雇員・傭人という職種が廃止されるのは一九五七年である。

学生数

新制大学の学生定員について、文部省は一九四八年七月二十八日付の書面で、「現在の学生定員と校舎設備の事情等を睨み合せて原則として現在の学生定員の範囲で適正定員を定める」という方針

を示している。「現在の学生定員」とは、旧制学部の学生定員であろう。新制北大の発足時の学生定員は次のとおりである。（　）内は旧制学部との比較である。法文学部二〇〇人、教育学部四〇人、理学部一三〇人(二五人増)、医学部八〇人、工学部一九〇人(四〇人増)、農学部一八〇人(六人減)、水産学部二〇〇人の合計一〇二〇人。水産学部は函館水産専門学校の生徒定員を踏襲したので、大学の学部としては過大な定員で発足している。理学部・工学部・農学部の増減の理由は不明である。いずれにしても、旧制定員に対して六%の増にすぎない。

その後一九五五年度までの変化は次のとおりである。五〇年度に法文学部の分離によって文学部七〇人、法経学部一三〇人。五二年度に獣医学部が二五人の学生定員で独立し、農学部一七〇人。五三年度に法経学部の分離によって法学部八〇人、経済学部八〇人。五四年度に医学部薬学科が新設されてその分の定員が四〇人増。同年度に理学部地球物理学科が新設されて一二人増。やはり同年度に水産学部水産教員養成課程が新設されて一五人増。発足以来、全体として文類関係学部では三〇人の増、理類関係学部では六七人の増、水産学部一五人の増で、合計一一二名の増である。六年間で一一二名の増というのは、その後のいわば学生急増期に比べると、増加率としては必ずしも高くはない。水産教員養成課程については次章で述べる。

新制北大の入学試験制度については前に述べた。入学試験受験者の競争倍率をみると、四九年度は予科などからの進学があり約二倍と低いが、五〇年度から五五年度にかけて、約二・五倍から約五・四倍に上昇している。また、合格者および入学者を北海道内・道外に区分すると、表8—6のように、五一・五三年は道内出身者が約八割を占め、五六年には道内六割、道外四割となった。五六年度の数値は在籍者数（本籍地）によるので、道内出身者の実数は六割以上になるのであろうが、それにしても道内出身者の比率は減少しつつある。これには、東京試験場が五一年度から開設されたことも要因の一つかと思われるが、東京試験場は道内出身者にも利用されているので決定的な要因とは

表8－6　入学試験合格者および入学者の出身地地別表（1951, 53, 56）

	1951		1953		1956	
	道内	道外等	道内	道外等	道内	道外等
文類	252 (95)	13 (5)	235 (86)	37 (14)	199 (76)	62 (24)
理類	556 (86)	91 (14)	556 (75)	188 (25)	317 (55)	256 (45)
医学進学課程	—	—	—	—	76 (55)	63 (45)
水産類	83 (43)	112 (57)	36 (40)	53 (60)	83 (56)	64 (44)
計	891 (80)	216 (20)	827 (75)	278 (25)	675 (60)	445 (40)

備考　1　1951・53年は入学試験合格者出身学校から作成。検定合格者などは道外等に含む。
2　1656年は一般教養部在籍者中56年入学者から作成
3　医学進学課程は理類乙として募集された。
4　水産類は1951年は水産学部、1953年は水産類（漁業・遠洋漁業学科のみ）である。

いえない。道内出身者でも、北大のほかに本州の私立大学を受験する場合には、東京受験の方が好都合であった。むしろ、戦後の復興が進み、高等学校の数が増え、大学受験者が増えたことが最大の要因であろう。

大学院学生数

新制大学院の学生数については、巻末統計に、一九五三年度から七六年度まで、年度別・研究科別に、修士課程（MC）・博士課程（DC）の定員・入学者・現員・修了者を一覧表として示してある。ここでは、若干の特徴的な事実を指摘するにとどめよう。まず表8－7は、学部の一学年当たり学生定員と大学院研究科の学生定員との関係を示したものである。定員は、発足初年度すなわち修士課程については一九五三年度、博士課程については五五年度のものである。学部の学生定員は、特記されている以外はすべて四九年度のものである。

大学院の学生定員がどのような基準で定められたかは不明である。ともあれ、学部の学生定員と比較すれば、修士課程では獣医学研究科が五六%で最も高く、水産学部の六%が最も低い。水産学部については、「大学院に置かれる研究科の基礎」

表8－7　発足当初の大学院学生定員

	学部（1949）	修士課程（1953）		博士課程（1955）	
文学研究科	70（1950）	25	36%	12	17%
教育学研究科	40（1950）	10	25%	5	13%
法学研究科	130（1950）	20	27%	10	14%
経済学研究科		15		8	
理学研究科	130	50	38%	25	19%
工学研究科	190	80	42%	40	21%
農学研究科	180	65	36%	32	18%
獣医学研究科	25（1952）	14	56%	7	28%
水産学研究科	200	12	6%	6	3%
医学研究科	80			52	65%

備考　比率はすべて、学部の学生定員を基礎としている。

としての講座化が一部にしか及んでいなかったことがその理由である。水産学研究科を例外としても、五六%から二五%までの差異が注目される。博士課程の定員は、修士課程の二分の一になっている。博士課程では、医学研究科の六五%が異例である。

では、これらの定員に対して、どの程度の入学者があったか、一九五六年度までの経過を見よう。

この表8－8を前表と比較してみれば、各研究科で用意した定員枠の相対的広さ（学部学生定員に対する研究科学生定員の比率）と実際の定員充足率とが必ずしも対応していないことがわかる。文学研究科・理学研究科の両修士課程は、定員枠としては三〇%台であるが、充足率は七〇%台である。工学研究科は、枠としては獣医学部に次いで広いが、充足率では八位にとどまっている。文学研究科・理学研究科の充足率は、博士課程においてさらに高く、理学研究科では九八%に達している。医学研究科（博士課程）は六五%の枠を用意しながら、充足率は二七%にとどまっている。課程博士よりも、医局に籍を置いて論文博士を志向する例が多かった。こうした事情は、それぞれの学問の性格や、修士・博士に対する社会の需要に、また学生の意識にも根差しているといえよう。

表8－8　大学院入学者および定員充足率

	修士課程							博士課程				
	定員	入学者					平均充足率	定員	入学者			平均充足率
		1953	1954	1955	1956	合計			1955	1956	合計	
文学研究科	25	15	25	15	19	74	74%	12	9	10	19	79%
教育学研究科	10	4	2	7	5	18	45%	5	2	0	2	20%
法学研究科	20	4	5	3	7	19	24%	10	0	0	0	0%
経済学研究科	15	5	5	5	3	18	30%	8	1	2	3	19%
理学研究科	50	40	45	39	31	155	78%	25	25	24	49	98%
工学研究科	80	32	17	26	16	91	28%	40	2	6	8	10%
農学研究科	65	27	28	28	14	97	37%	32	10	8	18	28%
獣医学研究科	14	6	11	8	8	33	59%	7	2	3	5	36%
水産学研究科	12	6	7	8	6	27	56%	6	4	1	5	42%
医学研究科								52	10	18	28	27%

大学院のその後の事情については、次章で触れる。

留学生

新制北大発足当初の留学生については、断片的にしかわからない。一九五〇年四月一二日の評議会で「外国人特別入学に就いて」議せられ、中華民国人（女子）一人が医学部への受験を認められたほか、米軍占領下の沖縄からも留学生九人が入学を「依頼」し了承されている。

翌年制定の北海道大学通則は、「外国人にして……一般教養部又は学部に入学を志願する者は、学生の学修に差支えない限り外国学生として選考の上入学を許可することがある」、「外国学生は定員外とすることができる」と定めている。五二年三月十八日の一般教養部教官会議では、「琉球公費学生」三人の入学を許可しているが、これは関係学部の決定を追認したものであろう。五四年三月の北海道大学大学院通則も「外国人特別学生」について大学通則と類似の規定を設けている。

いずれにせよ、新制北大の発足当初には、日本のあるいは北大の教育研究体制がじゅうぶんに整備されていないこともあって、外国学生の数は僅少であった、

表8－9　学寮一覧（1949）

寮名	所在地	室数	収容人員	費用概算	備考
恵迪寮	札幌市・北17・西8	66	300	約1,600円	3食付
北学寮	札幌市・北14・西2	35	70	約1,400円	2食付
月寒学寮	札幌郡豊平町月寒	8	30	約1,500円	米若干補給
桑園学寮	札幌市・北3・西14	24	40	約1,300円	2食付
江別楡影寮	江別町	14	50	約1,500円乃至2,000円	3食付

学寮

戦後の教職員の住宅難については前章で述べた。学生の住居もやはり不足していた。学寮に入りきれないもの、下宿が見つからないもの、また下宿するにも資力の乏しいものは、学内各所の空室を事実上の無料宿泊所とし、あるいは研究室・実験室・準備室等の一隅を寝所とした。

こうした事態は、大学にとっても放置しえず、武道場を外地からの引揚学徒の仮宿舎にあてたこともある。武道場は、敗戦後における柔道・剣道の禁止が続いていたので、遊休施設になっており、深叡寮という名で一九四八年には四八人を収容したという。しかしこの仮宿舎も、四九年には新制教養課程が発足して学生が急増したので、文類の教室に改装された。なお恵迪寮は、新制北大では教養課程在籍者のみを収容し、ほかの学寮は若干の教養課程在籍者のほか、主として専門課程在籍者を収容することになる。新制北大発足時の学寮の状況は、『学習指針』（一九四九年度）の表（表8－9）からわかる。

恵迪寮の収容人員は三〇〇人となっている。北学寮は、一九四九年三月二十六日付で、北大新潟県人会（代表伊藤誠哉）から同県人の子弟寮の寄付採納によって学寮となった。月寒学寮は、同年四月二十日付で、大蔵省から旧北部軍司令官の官邸を所管換えによって取得したものである。桑園学寮は、同年三月二十九日付で清水工業株式会社（代表清水正次氏）から購入して学寮とした。江別楡影寮は、北日本製紙株式会社の宿舎を借り上げて学寮にあてたものである。『学習指針』には、ほかに次の各私設寮がそれぞれ入寮資格を付して列挙されている。

札幌興譲館（米沢出身者）　北海尚志社（長野県出身者）
会津学寮（会津藩士の子弟）　秋田北盟寮（秋田県出身者）
仙台学寮（旧仙台藩出身者）　荘内寮（荘内出身者）
巌鷲寮（旧南部領及岩手県人並其の関係者）　第三進修学舎（和歌山県南葵育英会関係者）
汝羊寮（基督教信仰者を収容）　青年寄宿舎

青年寄宿舎については資格が明記されていないが、実体としては汝羊寮とともにキリスト教関係者を収容するものであった。

一九五三年四月の『学生便覧』では、進修学寮（北七条西一三丁目、室数一四、収容可能人員二七）が学寮に加わっている。この前身は前記の第三進修学舎で、四九年七月以降これを借用して学寮にあてていたが、五一年三月二十六日付で財団法人南葵育英会（代表三浦伊八郎氏）から購入し、正式に学寮となった。江別楡影寮は、単に楡影寮と記されている。

一九五六年九月の『北海道大学一覧』では、ほかに三つの学寮が追加されている。まず女子寮（北六条西一三丁目、室数一一、収容可能人員二〇）は、五四年八月二十三日付で高砂香料工業株式会社から購入し、女子学生を収容したものである。

北晨学寮（函館市港町二五三、室数七五、収容可能人員二八〇）は、函館水産専門学校の寄宿舎を水産学部発足とともに継承したものである。啓徳学寮（函館市松陰町一二、室数一二、収容可能人員三三）は、五二年八月に水産学部研究奨励会から借り上げて学寮としたもので、学生が入居するまでは教官の宿舎に利用されていた。

なお楡影寮は、五五年の文書によれば「札幌郡江別町に於て北日本製紙会社の建物……借入れ学生四八名を収容し

て居りますが此建物所有会社より返還を迫られ本年内に是非返却せざるを得ない事態」に立到った。一方、同年附属病院内の財団法人協済会から病院の改築に当たって同会所有の売店（北一四条西五丁目）を北大へ寄付したいとの申入れがあり、また附属病院長（三上二郎）から同院長管理下の仮病室（北一五条西九丁目）について寄付の申入れがあった。そこで北大は、この二つの建物を北一六条西八丁目に移して室数二〇、収容可能人員四八人の学寮に改装し、これを楡影寮とした。

学寮規則の制定

このように学寮が増設されたが、他方従来の寄宿舎規程も改正された。敗戦後、恵迪寮の運営は昭和初期の自治制に復した。一九四九年四月一日には寄宿舎規程を全面改正し、入寮詮衡・各室の人員配置など寮運営に関する規定は、各寮が定める寮規定によることとした。

その後、学寮の増加と学生部の設置により、一九五四年九月一日に寄宿舎規程を廃止し、新たに北海道大学学寮規則を制定した(同日施行)。この規則では、「各学寮は本規則にのっとり、自治運営に関する寮則をもうけ之を学生部長に届出」ること、「各学寮は入寮生を詮衡決定し之を学生部長に届出」し、「学生部長は各学寮が決定したものに入寮を許可する」などと記されている。

学生生活調査報告

北大は、一九五〇年代中ごろまでに、学生生活調査書を三度発行している。四九年七月調査の『学生生徒生活実態調査報告』（五〇年三月一〇日刊）、五一年六月調査の『学生生活実態調査報告』（五二年四月一五日刊）、五四年六月調査の『学生生活調査』（五五年五月一五日刊）である。これら報告書は厚生問題対策のための参考資料とされている。戦前の一九三五年（昭和一〇）に行われた『学生生徒生活調査』は指導訓育の参考資料であった。

この両者の相異を調査事項に即してみると、共通なのは住居関係、家族関係、学資などである。戦後新たに加えら

れた事項は、アルバイト関係、保健関係、支持政党、社会情勢に対する関心事などである。戦後の調査は、学生の生活状態、健康状態、対社会的認識など広範囲にわたっている。これらは同時に、戦後の学生運動の参考資料としても活用されることが意図されていた。五一年の報告書には、「殊に最近頻発する学生問題等に就ても学生の生活実態を把握することにより一つの手懸りが見出されるのではないかと思う」と書かれている。

これらの報告書の中から、父兄の職業と学生の学資について紹介する。

(1)父兄の職業――四九年には会社員（二二%）、商業（一五%）、公務員（一三%）、農業・医師・教員（各七%）が多い。三五年と比べると農業従事者が減少している。五四年には、会社員（二五%）、公務員（一九%）、教員（一三%）、商業（八%）、農業（七%）が多い。

(2)学資（一カ月当たり）――四九年の学資は自宅通学生はほぼ三〇〇〇円以下で（七七%）、学寮生は二〇〇〇円以下では生活できずそれ以上四〇〇〇円以下の者が大半である（七〇%）。下宿生になると三五〇〇円から五〇〇〇円が多く、全体の五七%である。この内訳を見ると父兄からの支送り金額は、自宅通学者を含む全体では二〇〇〇円以下が五一%であり、下宿生では四〇〇〇円以上が五四%である。アルバイト従事者は全体の二九%で、アルバイトの職種は家庭教師・高校講師がその五割以上を占め、平均収入は約二七〇〇円である。五四年には自宅通学者は四〇〇〇円未満が七割を超し、二五〇〇円以下が約半数である。学寮生は三〇〇〇円以上六〇〇〇円未満が八割、五〇〇〇円未満が約五割である。下宿生は八〇〇〇円未満が七割である。これらの収入のうち、全体として、主として父兄に依存する学生は六割五分、主としてアルバイトにより学資を得ている者二割、奨学資金によるもの一割強である。アルバイト従事者は全体の五割弱であり、一九四九年よりも増加している。アルバイトは家庭教師が約半数を占め、平均収入は約二三〇〇円である。

建　物

新制大学発足に当たり、教育学部は旧土木専門部を、水産学部は函館水産専門学校を使用したが、教養学科にはまとまった校舎が用意されなかった。教養学科発足当初の授業について、『北海道大学新聞』（四九年八月二〇日）は、「現在文類は深叡寮（旧武道場）理類は予科校舎を使用して居るが、予科生の夏休み終了とともに行き所がなくなり、今改修中の農専、水産実習所の両建物に修築成り次第分散移動することになっているものの、早急には見込が立たずしばらく休暇に入るものと思われている」と記述している。新制第一期生は、入学式が七月二十八日に行われ、八月四日から授業が始まったが、それは旧医学専門部の建物を利用している「予科校舎」で行われた。五〇年度には予科廃止により、分散した「予科校舎」は一般教養科が利用することになった。また五〇年三月三十一日に農業経済学・農政学講堂に二〇坪の教室が新築された。だが学生数は文類・理類のみで一六〇〇人を超しており、四八年度の予科生約一三〇〇人を三〇〇人以上上回る人数であった。そのため、学内のほかの既設建物を使用することとなった。教養課程の校舎は、第一講堂（旧農業経済学講堂）・第二講堂（旧水産専門部講堂）・第三講堂（旧昆虫講堂の一部など）・第四講堂（旧医専校舎）・第五講堂（旧水産実習所）・第六講堂（旧武道場）の分散校舎となり、その後五五年四月には古河講堂を本館として利用した。このほか、中央講堂も使用した。

また、建物の新築工事は、五〇年代に入って開始された。主な建物としては、農学部本館が五一年から、附属病院が五四年から着工されている。

第三節　運営体制の模索

大学法案

新制大学の発足に当たって、大学の管理運営方式をどのように定めるかが大きな問題であった。我が国にはすでに旧制大学時代に培ってきた教授を中心とする大学自治の伝統があり、一方占領軍は新しい大学管理方式の導入を構想していた。一九四八年から五一年にかけては、大学法制定をめぐる論議が活発に行われた時期であった。

文部省は一九四八年十月に大学法試案要綱を国立総合大学総長会議に付議した。この大学法試案はCIEの作成したもので、その中心は、中央に大学教育に関する一般的方針、大学教育関係法律の改正、大学設置廃止などについて勧告・助言を行う「中央審議会」を置き、各大学に大学の組織と行政の一般的方針を定め学長以下の職員を任免する権限を持つ「管理委員会」を置き、学内には教員の推せんと教育の計画に当たる「教授会」を置くとしたことである。「管理委員会」は大学管理運営の権限を集中した機関であり、国家代表・府県代表・同窓会代表・教授代表それぞれ三名と学長で構成される。アメリカ州立大学の理事会方式にならうものであった。

これに対し、七国立総合大学の総長はただちに反対の意見書を提出した。各方面で反対運動が起こり、東京大学・全学連・日教組・教育刷新委員会などは、それぞれ対案を作成した。北大においても、教職員・学生生徒の間で反対運動が起こり、評議会は一九四八年十一月にこれを議題とした。評議会は大学法案に反対し、また東京大学の対案、すなわち、「管理委員会」を決定機関的なものから勧告機関的なものに修正し、逆に「教授会」に権限を集中した案を基本的に支持している。文部省は、大学法案の国会提出を中止した。

しかし、文部省は、翌一九四九年に教育刷新審議会・日本学術会議・大学設置審議会・国立大学長会議・日本教職員組合などから推薦された人たちからなる大学管理法案起草協議会を設け、その試案に基づいて一九五一年三月に、国立大学管理法案および公立大学管理法案を国会に提出した。

この法案は、旧制大学関係者が中心となって起草されたため、教授の権限が強く、また教授会に対する学長・学部長・評議会などの権限が過大であるなどの強い批判を受け、結局審議未了となった。

大学管理法案起草協議会は、試案作成の過程で、各大学の意見を徴した。北大では、一九五〇年四月四日の評議会で、各部局提出の意見をまとめず、そのまま協議会に送付することとしたが、各部局提出意見のうち積極的なものには、理学部と、法文学部のものがある。理学部では、国立大学教官の人事について、さきに述べた『大学制度改革案』（北海道帝国大学大学制度審議会　四七年九月）中の「教員資格審査制度」を設置すべきであるとし、また、法文学部は、大学行政に助手の意見を反映させることと、「弾劾審査委員会（仮称）」を全国に一ヵ所設置すべきことを主張した。弾劾審査委員会設置の目的は、大学の自治を保障すると同時に、大学の運営が独善に流れるのを防止することにあった。

北海道大学協議会　一九四九年（昭和二四）三月八日、評議会は北海道大学協議会の設置を決定し、規程を十日付で通達した（三月八日施行、巻末史料参照）。この協議会は、教育公務員特例法（同年一月十二日）における学長・部局長選考基準の審議や選考の実施などを行う大学管理機関設置の規定に基づき設けられたものである。

協議会は、学長を議長とし、「評議員及び政令に定むる部局長（附置学校長を含む）」を構成員とした。第一回協議会は一九四九年三月十五日に開催された。「政令に定むる部局長」としては予科長・農林専門部長・医学専門部長・土

木専門部長・低温科学研究所長・応用電気研究所長・触媒研究所長・理学部附属臨海実験所長・医学部附属医院長・農学部附属植物園長・同附属農場長・同附属演習林長・附属図書館長が構成員となった。

協議会は、同日、部局長（学部長を除く）選考基準を制定した（同日施行）。この選考基準は、右にあげた部局長のそれぞれにつき、被選考資格と選考の手続きを規定したものである。

学長選考基準　一九四九年十月十八日の北海道大学協議会は、学長選考基準の改正に着手した。同年十月二十八日から協議会は各部局から提出された改正案を検討し、同年十一月八日に北海道大学長選考基準（巻末史料参照）を制定した（同日施行）。この間に、職員組合・学生諸団体などから協議会公開の要望が出されたが、協議会はこれを拒否している。

北海道大学長選考基準では、被選挙資格者は学内外を問わず大学教授経験者とした。旧規程との相違は学外にも資格者を拡大したことである。選挙有資格者は、一・二級教官（教授・助教授・講師）であった。

この選考基準制定において問題となったのは、選挙有資格者の範囲である。学生まで含める案、専任一・二・三級官（事務官・助手を含む）とする案、一・二級教官とする案などが出されている。これら各部局の案には、院生の意見までも含めたもの（触媒研究所）、教職員各層の意見を教授会で検討したもの（工学部）、助手・助教授の意見を参考としたもの（農学部）、助教授を含めて作成したもの（法文学部・理学部・函館水産専門学校）などがあった。

助手を選挙有資格者に含めるか否かが問題の中心であった。この点を検討するために、協議会は、法文学部の法律学担当教官の意見を徴している。その意見では、選挙有資格者は教育公務員特例法の定める教員（教授・助教授・講師）の範囲に限るのが妥当であり、助手は同法施行令に同法の規定を準用するとあるが、準用は身分に関するものであり、学長選挙に参加できるとは解釈されないとした。

この基準に基づき、学長選挙は一九四九年十一月二十五・二十六日に、中央講堂（札幌）と水産学部会議室（函館）で行われ、学長に伊藤誠哉が再選された。函館とは電話で投票数の連絡が行われ、また地方演習林などの有権者が札幌に出て投票に加わるなど、これまでの選挙には見られなかった情景が生まれた。

高瀬文相事件

一九四九年七月五日正午過ぎに、文部大臣高瀬荘太郎が北大に来学し、農学部会議室で北海道内各大学学長・北大各学部長と懇談した。また一方、教職員・学生達約五〇〇人は、一時半より中央講堂において、「北大を守る会」を開催していた。

「北大を守る会」は、北大の研究教育条件の劣悪な状況などを文部大臣に知ってもらおうとし、文部大臣の来場を懇請したが、しかし拒絶された。その後学生たちは文部大臣の帰途を阻止したため、文部大臣はやむをえず約二〇分間、学生たちの質問に意見を述べた。

この当時北大には数多くの問題点が存在した。発足したばかりの教養学科は、校舎は存在せず授業も八月という変則的な時期に始められ、今後が危ぶまれていた。また、一九四七年に設立された法文学部は、創設のための寄付金が思うように集まらず、教官の就任状態は悪化していた。また研究設備や薬品等が不足し、地理的条件によって学界との交流が円滑にいかないという状況は理系の諸学部にも共通であった。このような折に、東京工大から触媒研究所長堀内寿郎の転任の話が持ち込まれ、条件が確保されれば研究所そのものが東京工大に移転するのではないかと伝えられた。しかし、これは、堀内所長が転任を断わったためにそのままとなった。これは当時の研究室の窮状を如実に示したものであった。さらに、教職員の生活難は低賃金に加えて北海道の地理的条件のため拍車を加えられ、冬の石炭確保の見通しも暗かった。これらの状況が、高瀬文相事件の背後にあった。

イールズ事件

一九五〇年五月十五・十六日、占領軍総司令部民間情報局教育顧問イールズ（Eells）（Adviser on Higher Education）、タイパー（Typers）（Adviser on Students Activities）・ニューフィルド（Newfield）が来学し、講演会・懇談会が開催された。北大の教官・学生のほか、北海道内国立・公立・私立大学の学長・学部長・教授などが出席した。

イールズは、一九四九年七月十九日に新潟大の開校式で、共産主義思想の教官とストを行う学生を大学から追放すべきであると講演し、大きな波紋を投げかけた。四九年七月四日に、連合国最高司令官マッカーサーが、日本は共産主義東進の防壁、と言明した直後のことである。その後、イールズは各大学で反共講演を行い、五〇年五月二日には東北大で講演したが、学生たちの妨害を受けた。その折学生たちの中から逮捕者がでている。

十五日午前には講演会が行われ、午後には懇談会が催された。講演会でイールズは「大学の自由について」と題しておおよそ次のように述べた。

正式に戦争を放棄した唯一の民主主義国家が成功するかしないかは主として知識的な指導者にまつもので、この指導者を養成する大学教育、研究の自由が保証されているかどうかは極めて重要な問題である。ところで共産主義は危険な破壊的思想であり、すでに確立された民主主義国家を暴力によって転覆せんとするものである。この危険な思想の持ち主が、学問の自由の名の下に将来その国の指導者たるべき青年たちにその危険思想を教えることは許さるべきことではない。アメリカの三大大学、ハーバード、コロンビア、エールにおいてもはっきりと共産主義教授追放の方針を出している。いま私の意見に対する六つの反対論をあげて、これを討議したいと思う。

第一の反対論は、共産党は合法政党として認められ、国会に議員を送っている。またさらに憲法にも保証されているのに、単に共産党員なる故をもって大学教授たる事を禁止するのはかの憲法上の権利を奪うものであると。しかし、私は民主主義を破壊するものは教授としての資格がない事を申し上げたい。さらに教授の職を追われても、国民としての政治上の諸権利は保

証されているから何等憲法の規定を破るものではない。

第二の反対論は、共産党に入党しても思想の独立は放棄していないというのであるが、党に入った者は、党本部の指令で動くのであり、も早、思想の自由はありえない。

第三の反対論は、日本とアメリカでは事情が異っているというのであるが、日本の方がアメリカよりも共産主義の危険は大きい。今日、中国、北鮮、インドシナなどの多くの国では共産党が頭をもたげ、これはアメリカよりも日本に密接な関係があり、更に社会的事情が日本の方が苛酷な現状にあり、共産党に利用されやすい。

第四は、共産党を自由に宣伝できるのは法経関係の教授だけだというのであるが、他の教授でも講義以外の時間に自由に宣伝し得る。

第五は、教授でも学生でも共産主義を研究する自由はもっているというのであるが、共産主義を研究するのに入党する必要がないことは野蛮人を研究するのに野蛮人を教授にしなければならない必要がないのと同様である。

第六は、実際に党活動をするものを追放すればよいというのであるが、ころばぬ先の杖という諺の示す通り、その害毒が現われぬうちに追放するのが賢明である。

以上の諸点からもわかるように、殺人や毒殺よりも、もっと恐ろしい民主主義全体を虐殺せんとする共産主義者は自由な教授としての資格を持ち得ないことを強調したい。

（『北海道大学新聞』一九五〇年五月三〇日）

十六日午後の懇談会について大学側は、公開ではあるが教官を対象とする懇談会なので、講演終了後の質問は教官が行うこととしていた。しかし、イールズの講演途中より学生たちは質問の時間を与えることを要求して会場は騒然とした。学生たちの要求はある程度認められたが、その後、二階から自由討論を要求するビラが下げられ、また講演を中止せよとのビラも下げられた。学生たちは演壇を占拠し、会は混乱のうちに中止された。

翌五月十七日、全学実行委員十数人は任意出頭の形で民間情報局に連行された。評議会は、五月十七日イールズ氏講演会実情調査会（五月一八日発足）を設け、実態調査に当たらせた。六月二十三日評議会は関係学生の処分を告示

し、六月三十日付で実情調査会の報告書を公開した。その報告書の全文は『北海道大学新聞』七月五日の特別号に掲載された。学生の処分は、退学四人・無期停学四人・停学一年一人・譴責一人である。

学生生徒団体に関する内規

さらに、評議会は同年六月二十一日に、学生・教職員の集会開催を大学に届出させることを定めた。その後、同年七月二十八日には、北海道大学学生生徒団体に関する内規・北海道大学掲示内規を制定し、また日本共産党北大細胞公認取消に関する告示を決定し、同日、公示した。

北海道大学学生生徒団体に関する内規は、団体設立には顧問として教授・助教授を置くことを定め、届出制とした。また団体活動については、団体が学外諸団体と共同活動などをする場合に学長に届け出ることとし、学内において印刷物の配布・掲示・署名運動・デモンストレーションなどを行う場合も届け出るとした。さらに団体の活動が学内秩序を乱すおそれがあるときには禁止することを定めている。また、北海道大学掲示内規は、掲示場所の指定と管理者を定め、掲示物の内容が政治的なものなどは禁止している。

日本共産党北大細胞の公認取消の理由はイールズ事件に際し、文化団体の性格を逸脱して政治的活動を行い、大学の秩序を破壊したということであった。

学長辞職

これら一連の措置を行った後、学長伊藤誠哉は、一九五〇年八月二十三日に北海道大学協議会にたいして辞表を提出し、同協議会はそれを受理した。学長伊藤誠哉の辞職に関する談話は、次のとおりである。

私の辞任理由について誤伝が多いので非常に迷惑している。私は病気を理由に辞表を提出したのではない。元来イールズ氏講演会中止問題には近因と遠因がある。そのいずれからも見ても、日本人とイールズ氏とを問わず外来の客に対して、こちらが主催した講演会を中止しなければならない事態に立至ったのは大学としてありうべからざる非礼な行為で、国家社会に対し教

育者として重大な責任があると思われる。この問題の解決は種々の点において、未だ完了したとは思っていないが、一応の善後措置は終ったので、この機会に現職を退き、責任を明らかにすると共に、各自の偉大（ママ）な反省と自粛を望み、大学本来の使命をまっとうするよう努力されたい。

（『北海道大学新聞』一九五〇年九月八日）

新学長の選挙は、一九五〇年九月二十九日・三十日の両日に行われ、新たに農学部長島善鄰（よしちか）が当選し、同年十月二十五日に就任した。新学長は就任に当たって次のように述べた。

大学の最大の義務は教育と研究の推進であり、これによって優秀な卒業生を送り出すために、研究施設その他の充実につとめ平和な学園を作る。教職員の追放に関しては教員としての適不適によって善処したい。

（『北海道大学新聞』一九五〇年一〇月一二日）

島学長は、一九一三年（大正二）に東北帝国大学農科大学を卒業した後、青森県農事試験場において果樹園芸部門を担当し、同県のリンゴの改良と普及に努力し、青森県産リンゴを隆盛にみちびいた第一人者であった。一九二七年（昭和二）に北大に着任し、戦後四五年に農学部長となっていた。

事務局・学生部

国立学校設置法施行規則は大学に「事務局及び厚生補導に関する部」を置き、事務局は庶務・会計および施設などの事務を掌ると定めた。さらに、事務局、部および課の長は局長・部長・課長とし、それぞれの長に就任する者は、局長は事務職員、部長は事務職員または教授・助教授、課長は事務職員または技術職員とした。

北大の事務局は、これにより、再編成が進められたが、事務機構が確定するのは、一九五〇年十一月であり、この間に多少の紆余曲折があった。

一九四九年八月二十九日の評議会配布の事務機構案によると、学長のもとに「事務局長」、「厚生輔導部長」が置かれ、「事務局長」は「庶務課」四掛、「会計課」八掛、「教務課」二掛、「施設課」三掛を統轄し、「厚生輔導部

長」は「輔導課」二掛、「厚生掛」三掛を統轄している。この案中の「教務課第二掛」は、教養学科の事務を行うものであった。教養担当教官が各学部に分属し、独自の教官組織を持たないことに対応し、事務機構も独自な組織を持たず事務局が直接にこれを行う方式である。この事務機構案を検討するために評議員若干名と事務局長による小委員会が設けられ、一九四九年十二月二十日に「厚生輔導部」は「学生部」とすること、「教務課第二掛」は「昭和二十五年度限りの暫定的なもの」と、することを決定した。

その後、学生部は一九五〇年七月二十二日の評議会で学生課二掛・厚生課二掛をすることが承認され、一方、事務局は一九五〇年十一月二十二日に、庶務課四掛・会計課七掛・施設課五掛となり、「教務課」は廃止された。これにより事務局・学生部の組織はほぼ確定した。

学生部委員会

一九五一年三月二十八日の評議会で学長は、学生の中でとりわけ一般教養部の学生は社会的訓練が未熟であるのでその指導が最も大切であるから、学生部長を一般教養部長が兼務することを提案した。しかし、一般教養部長が学生部長を兼務するのは相当激務であるから、それぞれを専任とした方がよいとの意見が出された。また、学生部の運営について、学長は学生部において学生部委員会設置の案があることを紹介している。

一九五一年四月六日、評議会は学生部提案の学生部委員会設置を議題とし、北海道大学学生部委員会規程を制定した(同日施行)。この委員会は学長諮問もしくは学生部委員提議の学生生活一般に関する事項を審議することとされており、委員は、学生部長、各学部および一般教養部の学部長・部長が推薦した各一人、事務局長、学生部各課長より構成された。

また、学生部長の任期や選出方法については、一九五三年五月二十七日に評議会で申し合せ事項として決定され

た。それは、任期は二ヵ年とし、留任は妨げず、選出は評議会が行うが学生部委員会の意志を尊重するとした。また被選出者の範囲は教授・助教授とし、学生部長は評議会に列席するなどとされた。被選出者の範囲は、その後一九五四年九月三十日の評議会で教授に修正されている。

その後の学生運動など

イールズ事件後、学生自治会の北大全学協議会は解散した。しかし、同五〇年十一月七日には新たに北大学生自治会連合会が発足した。同連合会は、同日に学内掲示内規の撤廃、レッド・パージ反対、大学管理法案の民主化などを決議している。

当時の学生の多数はアルバイトをしていたが、その中には、占領軍関係の千歳飛行場整備などのアルバイトをする学生がいた。一九五一年十月十三日、占領軍のトラックに乗り、アルバイトに出かけようとした学生に、ほかの学生たちがアルバイト中止を呼びかけ、トラックの前に立ちふさがった。このため、三人の学生が業務妨害容疑で警察に逮捕される事件が起こった。大学は、十月十三日事件調査委員会の報告書に基づき、学生の処分は行わないこととした。これは軍事アルバイト事件と言われた。

翌五二年四月二十八日に対日平和条約・日米安全保障条約が発効した。これに先だち、政府は同年三月二十七日に破壊活動防止法案などの要綱を発表し、四月十七日に国会にそれを提出した。この破防法は治安立法であるとして、全国に反対運動が起こった。北大の学生自治会のいくつかは、全学連の動きと併せて、四月二十八日・五月一日・五月三十日・六月十七日にストライキとデモを行った。また、六月十八日には北大教授九三人が、破防法反対声明を出した。破壊活動防止法は、一九五二年七月四日に成立した。

学生運動は、破防法反対運動に引き続き住民登録票の拒否運動が行われた。住民登録法（五一年六月公布）は、市町村がその住民の居住関係を登録させるものであり、五二年七月一日午前零時の時点で登録させた。これは当時安保・

平和条約締結後の国内体制において、破防法や警察予備隊などによる自衛力の強化などの政策の一環としてとらえられた。登録拒否運動の中心は学寮であった。同年七月五日朝、恵迪寮前で住民登録票約一〇〇枚が焼却された。同日夜には、恵迪寮で、学生五人（寮外生）が市役所職員から登録証を奪い、寮前で逮捕された事件が起こった。この事件に対し、評議会は同月十一日に三人の学生を一ヵ月の停学処分にすることを決定した。

五二年三月十八日には、それ以前からしばしば学内で掲示物を撮影し、学生を挑発してきた男から、一学生がカメラを取り上げたことにより、逮捕された事件が起きている。これは北大事件といわれた。さらに、同年二月と九月には、学生が脅迫されスパイ行為を強要された事件もあった。

以上のように、一九五一年より五二年にかけて学内では学生運動が活発だった。このような状況に対し、五二年六月十九日に学生部長は、「学生の反省をうながす」を発表した。ここでは、自治会連合会中央委員会の態度が大学当局とことごとく対立していることを述べ、学生のストやデモが学生の大多数の意志であったかを問いかけ、自粛を求めている。また、同年六月に学生部は、北大学生自治会に関する規程案と北大学生団体に関する規程案を発表した。前者は、自治会員を学生全員とし、学生総会成立は会員過半数以上の出席を必要とし代理は認めないなどとしている。また後者は、団体の設立には学長の認可を必要とすると定めている。前者は廃案となったが、後者は五三年四月一日から北海道大学学生団体に関する規程として実施された。さらに、五二年十月二日に学生部長は、学生自治会連合会中央委員会は組織として確立せず、また交渉相手としても信用していない旨を発表した。

一九五二年一月二十一日に白鳥一雄警部が射殺されたいわゆる白鳥事件が起こり、同年四月七日にこの事件の脅迫容疑者として農学部講師太田嘉四夫が逮捕された。その後、職員一人、学生一人も逮捕された。これに関連して、同年五月六日に、太田講師らは国家公務員法により休職処分とされた。その理由は、学生への影響を考慮したものであ

るとされた。

これに対し、職員組合は、保釈と休職処分の撤回を要求し、六月二十九日からハンストを大学本部前で行い、そのほか学生八人は拘留された学生の保釈を要求して、これに加わった。また、大学も保釈を警察に要求した。七月五日・六日に太田講師らは保釈された。

太田講師らの休職処分に関して、北大全学協議会は復職できるようあらゆる措置を講じて欲しい旨の決議をし、学長に要請した。この処分に対する人事院の判定は、五四年二月十二日に行われ、休職処分は妥当であるとした。その後、五五年一月十八日、太田講師は復職している。

評議会

新制大学における大学管理機関のあり方については、容易に法制的整備が進まなかったことは前述のとおりである。評議会は戦後も戦前・戦中と同じく、総長・各学部長・各学部代表者二人の評議員で構成され、それ以外の部局の代表は加わらなかった。そのため、新制大学に移行の際、大学制度改正実行委員会・新制大学設置基準対策委員会のような、全学的な組織が別に必要とされたのである。

北大内部で、評議会についての意見が活発に行われた形跡は余りみられない。一九四七年九月の『大学制度改革案』は、評議会の改革に触れた唯一のものである。これによると、評議会構成員は、総長・副総長（総長補佐）・教授・助教授および研究所の研究員中から選出されたもの、これら学内評議員の推薦による学外適任者および卒業生とされている。評議会は、予算決算、講座や施設の改廃そのほか重要事項の審議決定機関とし、総長不信任の議決を行うこともできるとされている。これは、評議員を研究所および学外まで拡大した点と、評議会を審議決定機関としたことに特徴がある。後者に関しては、帝国大学令（一九一九年）では単に審議機関として規定していたことに対する改正案である。評議会の権限に関して、評議会自体が如何なる見解を有していたかは明確でない。

一九四九年五月の国立学校設置法により、帝国大学令を受け継いだ国立総合大学令（四七年九月）は廃止され、旧制大学の評議会の規定は廃止された。新制大学の評議会は、さきに述べられた大学法案によって規定される予定であったが成立しなかった。そのため、文部省は、国立学校設置法の国立学校の運営組織は省令によって定めるとする条文に基づき、一九五三年四月二十二日に国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則（文部省令第一一号）を制定した。これによると、評議会構成員は学長・各学部長・各学部の教授二人・各附置研究所長のほかに、各大学の事情により、評議会の議を経て、各学部の教授を五人まで増員すること、附置研究所長の数を制限すること、また附置研究所の教授・附属図書館長・附属病院長・そのほか重要な職にある職員を評議員とすることができるとされた。評議員は、単に学長の申し出に基づき文部大臣が任命するとされ、教授会との関係は規定されなかった。評議会の権限に関しては、評議会は学長の諮問に応じて審議するとされ、その権限の弱さが論議を呼んだ。審議事項は、学則等の規則制定、予算、学部および学科の設置廃止など旧制大学のそれとほとんど変化がない。また、この省令に規定された以外の評議会の組織・運営方法を定める場合には、評議会の議を経て学長が定め、文部大臣に報告しなければならないとした。

北大の評議会は、一九五三年六月二十四日に、この文部省令に基づき北海道大学評議会規程を制定した（同年六月一日施行、巻末史料参照）。この規程制定に当たり、評議会は評議員を学長・各学部長・各学部教授会選出の教授二人・附置研究所長のほかに、一般教養部長を加えることとした。また附属図書館長・附属病院長を評議員に加えることは見送られた。

一般教養部長は、この規程により新たに評議員に加えられることとなった。ただし、初代一般教養部長市川純彦（理）（五一年四月六日部長就任）は、一九四九年十一月からすでに理学部選出の評議員であった。

また、学生部長は、設置以来必要に応じて評議会に出席しており、一九五三年五月二十七日の評議会では学生部長が恒常的に出席することを申し合わせた。

大学院委員会　一九五三年四月から発足した大学院の運営組織として、各研究科には各研究科委員会が、全学的には大学院委員会が設けられた。

研究科委員会は、研究科担当教官で構成され、大学院の教育課程、大学院学生と研究科担当教官に関すること、および学位授与などを審議する。また各研究科長は、慣例的に各学部長が兼任している。ただし、学部長は文部大臣が任命するが、研究科長の任命は学内辞令によって行われる、という相違がある。

一九五三年七月二十二日、北海道大学大学院委員会規程が制定された（同年四月一日施行、巻末史料参照）。大学院委員会は、学長・各研究科長・各研究科の教授一人によって構成され、大学院に関する制規、各研究科の連絡と統一、学位の認証に関すること、そのほか大学院に関する重要事項および学長諮問事項などを審議する。

各研究科委員会・大学院委員会の審議事項には、予算と概算に関することがない。大学院にかかわる経費も学部予算・全学予算にふくめて各教授会・評議会が審議することとなっている。

学長改選　一九五四年十月一日、二日の両日にわたり、学長島善鄰の任期満了に伴う学長選挙が行われた。職員組合は、一九五〇年九月の学長改選のときと同様に、選挙権者の拡大を北海道大学協議会に申し入れたが、容れられなかった。

この学長選挙は、従来とは異なり、学長選挙候補者の支持団体として、職員組合などが活動した。選挙は四次選挙まで行われ、職員組合などが支持した候補者が三次選挙まで最多投票数を得ていたが、四次選挙で理学部長杉野目晴貞が学長候補者に選ばれた。新学長が就任したのは、一九五四年十月二十五日であった。

この選挙は、学長選挙が活発に行われるようになった最初のものであるといわれている。なお、選挙有権者は講師以上で五六一人であった。

新学長は就任に当たって次のように語った。

島前学長が総合大学としての形態を整えられたので、私はそれを更に一歩進めて、内容の充実に力を尽したい。教授、助教授その他研究者には落着いてじっくり研究できる場を、また学生諸君には何んとしても勉強しやすい場を作ってやりたい。具体的には島前学長が始められた庁舎の建設を急速に完了するようにしたい。またバラック状態の校舎や、暖房設備も非常に傷んでおり、それらの不備を直したいと思っている。

特に学生諸君には新しい制度の一つとして生れ変った、いわゆる新制大学の学生に徹してもらいたい。そして幅と深みのあるジェントルマンになって欲しい。

（『北海道大学新聞』五四年一〇月二一日）

杉野目学長は、一九一九年（大正八）東北帝国大学理科大学を卒業し、その後同大学大学院を経て同大学講師となり、一九二六年（大正一五）に助教授となって欧米に留学し、一九三〇年（昭和五）に北海道大学理学部創設とともに教授として着任した。一九五〇年（昭和二五）から理学部長となっていた。専門は有機化学であり、一九五一年（昭和二六）には「トリカブト属アルカロイドの研究」により日本化学会賞を受賞している。

新制大学の財政

戦前からの特別会計が、四七年度から一般会計となったことは前章で述べた。ここでは、新制大学発足当初の財政の一端をみることとする。巻末統計にみるように一九五三年度歳入決算額は約三億八〇〇〇万円であり、五五年度には約五億四〇〇〇万円に上昇している。一方歳出予算額は、五〇年度は約六億三〇〇〇万円であったのが、五五年度には約一六億五〇〇〇万円に上昇した。五四・五五年度の歳出予算額に対する歳入決算額の比率は約三〇%強であった。

歳出予算をみると、一九五〇年度から五二年度までの人件費の比率は、国立学校・附置研究所は約五〇%内外であ

表8—10　学生経費単価（1949～53）

（単位　円）

	1949	1950	1951	1952	1953
文　科	1,870	1,980	1,782	2,340	2,340
理　科	3,140	3,330	2,997	3,960	3,960
医　科	3,140	3,600	3,240	4,320	4,320
教　養	2,000	1,980	1,782	2,340	2,340

備考　1953年新制大学院学生経費単価（1人当り）文科3,510円，理科5,940円

表8—11　教官研究費単価（1950,53）

（単位　円）

	1950	1953
非実験講座	119,700	246,600
実験講座	347,400	721,800
臨床講座	377,100	783,000
学科制非実験		
教授	64,800	66,600
助教授	36,000	36,900
助手	18,900	19,800
学科制実験		
教授	180,000	187,200
助教授	108,000	112,500
助手	29,700	30,600
研究所		
教授	216,000	451,800
助教授	135,000	282,600
助手	43,200	90,000

り、病院は三四～三七％である。五四・五五年度になると、その比率は上昇し、国立学校・附置研究所は六〇％内外で、病院は四三～四六％となった。

歳出予算における学生経費の単価は、予算配布資料によると表8—10のとおりである。なお、四八年度には、文科九六〇円・理科一六二〇円であり、医科は理科に含まれ区分されていなかった。学生経費は、各部局に配布される際にはその五割を学生部（四九・五〇年度は事務局）の運営費として留保された。

一九五〇・五三年度の教官研究費の積算単価は、表8—11のとおりである。これは文部省で

留保分を控除した金額である。五〇年度においては、講座制（「旧制」）と学科制（「新制」）の教授・助教授・助手の単価とは、実験・非実験ともに同じであった。五一年度においては、講座制（「旧制」）は講座研究費と「特別講座研究費」によって構成された。両者の単価は同一であった。この講座制の金額は、学科制（「新制」）の二倍である。五二年度以降には講座研究費と「特別講座研究費」の区分はなくなり、一本化している。この教官研究費が各部局に配布される際には、緊急のための財源として五%事務局に留保されている。

このほか、戦中、戦後の一時期には特別研究生の研究費があり、一九四四年度より五二年度までつづいた。ちなみに五〇年度の理科の研究費をみると、一期生は一四八五〇円・二期生は二九七〇〇円である。この二期生の研究費は実験助手の研究費と同じであった。